

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成26年2月21日提出
【発行者名】	アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ニコラ・ソヴァーチュ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【事務連絡者氏名】	横田 陽子
【電話番号】	03-3593-5928
【届出の対象とした募集 （売出）内国投資信託受 益証券に係るファンドの 名称】	アムンディ・欧州C Bファンド（ユーロコース）＜毎月決算型＞ アムンディ・欧州C Bファンド（ユーロコース）＜年2回決算型＞ アムンディ・欧州C Bファンド（米ドルコース）＜毎月決算型＞ アムンディ・欧州C Bファンド（米ドルコース）＜年2回決算型＞ アムンディ・欧州C Bファンド（ブラジルリアルコース）＜毎月決算型＞ アムンディ・欧州C Bファンド（ブラジルリアルコース）＜年2回決算型＞ アムンディ・欧州C Bファンド（トルコリラコース）＜毎月決算型＞ アムンディ・欧州C Bファンド（トルコリラコース）＜年2回決算型＞ アムンディ・欧州C Bファンド（円コース）＜毎月決算型＞ アムンディ・欧州C Bファンド（円コース）＜年2回決算型＞
【届出の対象とした募集 （売出）内国投資信託受 益証券の金額】	各ファンドにつき 当初募集額 上限 500億円 継続募集額 上限 2,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

アムンディ・欧州ＣＢファンド（ユーロコース）＜毎月決算型＞
アムンディ・欧州ＣＢファンド（ユーロコース）＜年２回決算型＞
アムンディ・欧州ＣＢファンド（米ドルコース）＜毎月決算型＞
アムンディ・欧州ＣＢファンド（米ドルコース）＜年２回決算型＞
アムンディ・欧州ＣＢファンド（ブラジルリアルコース）＜毎月決算型＞
アムンディ・欧州ＣＢファンド（ブラジルリアルコース）＜年２回決算型＞
アムンディ・欧州ＣＢファンド（トルコリラコース）＜毎月決算型＞
アムンディ・欧州ＣＢファンド（トルコリラコース）＜年２回決算型＞
アムンディ・欧州ＣＢファンド（円コース）＜毎月決算型＞
アムンディ・欧州ＣＢファンド（円コース）＜年２回決算型＞

以上を総称して「アムンディ・欧州ＣＢファンド（通貨選択型）」、「全コース」または「ファンド」という場合、あるいは個別に「各ファンド」という場合があります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

なお、当初元本は1口当たり1円です。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

当初申込期間

各ファンド 500億円を上限とします。

継続申込期間

各ファンド2,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

発行価格

（イ）当初申込期間

1口当たり1円とします。

（ロ）継続申込期間

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、投資信託財産に属する資産を時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、組入有価証券等の値動き等の影響により日々変動します。

基準価額の照会方法

ファンドの基準価額については、委託会社が指定する販売会社（販売会社については「(12) その他 その他」のお問合せ先にご照会ください。）または委託会社にお問合せください。

（５）【申込手数料】

申込手数料は、当初申込期間中においては1口につき1円に、継続申込期間中においては取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。

本書作成日現在の料率上限は3.15%（税抜3.0%）となっております。

消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、3.24%となります。

詳しくは販売会社（販売会社については「(12) その他 その他」のお問合せ先にご照会ください。）にお問合せください。

「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。

販売会社によっては「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、その換金の申込受付日に、他の投資信託の取得のお申込みを行うこと）によるファンドの取得申込みを取扱う場合があります。スイッチングは、販売会社でお買付いただいたファンドのうち、当該販売会社が指定するファンド間において可能です。スイッチングの際には、購入時および換金時と同様に、費用・税金がかかる場合があります。スイッチングのお取扱い内容は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。

スイッチングの取扱い等についての詳細は、販売会社にお問合せください。

（６）【申込単位】

販売会社が定める申込単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。

（７）【申込期間】

当初申込期間：平成26年3月10日から平成26年3月27日まで

継続申込期間：平成26年3月28日から平成27年4月17日まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

ただし、ファンドの取得申込日が海外休業日（以下、本書において「ファンドの休業日」といいます。）に当たる場合は、お申し込みできません。

ファンドの休業日は、ユーロネクストの休業日、フランスの祝休日、ルクセンブルクの銀行休業日のいずれかに該当する場合、または12月24日である場合を指します。

（８）【申込取扱場所】

ファンドの取得申込みは、販売会社で取扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社にお問合せください。

*販売会社によっては、お取扱いコース、購入・換金のお申込みの方法ならびに単位および分配金のお取扱い等が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

（ 9 ）【払込期日】

当初申込期間

ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。ファンドの取得申込者は、販売会社が定める期日（詳しくは販売会社にお問合せください。）までに取得申込総金額を当該販売会社において支払うものとします。ファンドの振替受益権にかかる発行価額の総額は、設定日（平成26年3月28日）に、販売会社より委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

継続申込期間

ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。ファンドの取得申込者は、販売会社が定める期日（詳しくは販売会社にお問合せください。）までに取得申込総金額を当該販売会社において支払うものとします。ファンドの振替受益権にかかる各取得申込日における発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

取得申込総金額とは、発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料を加えた金額をいいます。

（ 10 ）【払込取扱場所】

払込みは、お申込みの販売会社で取扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社にお問合せください。

（ 11 ）【振替機関に関する事項】

ファンドの振替受益権の振替機関は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

（ 12 ）【その他】

取得申込みの方法等

ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。

ファンドの取得申込みには、収益分配金の受取方法により「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあります。取扱う申込コースおよびその名称は販売会社により異なる場合があります。「自動けいぞく投資コース」を選択する場合は、販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。詳しくは販売会社にお問合せください。

取得申込みの受付は、販売会社の毎営業日の午後3時までとします。ただし、所定の時間までに取得申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからの取得のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

また、申込期間において、取得申込日がファンドの休業日に該当する場合には、取得申込みの受付を行いません。

なお、お取扱いの各ファンド、購入・換金のお申込みの方法ならびに単位および分配金のお取り扱い等について、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

取得申込受付の中止

委託会社は、金融商品取引所（本書において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ。）等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）の振替受益権であり、社振法の規定の適用を受け、前述「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約（換金）代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（ご参考）

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用

該当事項はありません。

その他

委託会社へのお問合せ先

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス：<http://www.amundi.co.jp>

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

ファンドは追加型投信 / 海外 / その他資産（転換社債）に属します。

商品分類については一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類しております。

商品分類表＜毎月決算型 / 年2回決算型共通＞

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
追加型	内外	その他資産（転換社債）
		資産複合

（注）ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっております。

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
その他資産 （転換社債）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的にその他資産（転換社債）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表＜毎月決算型＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル		
	年 2 回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ）	年 4 回	北米	ファミリー ファンド	< 円コース >
		欧州		あり （フルヘッジ）
	年 6 回 （隔月）	アジア オセアニア		
不動産投信	年 1 2 回 （毎月）	中南米		< 円コース以外 >
その他資産 （投資信託証券 （転換社債））		アフリカ	ファンド・オブ ・ファンズ	なし
	日々	中近東（中東）		
資産複合（ ） 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 （ ）	エマージング		

（注）ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

*属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表＜年2回決算型＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル	ファミリー ファンド	<円コース> あり (フルヘッジ)
	年 2 回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信	年 4 回	北米		
		欧州		
	年 6 回 (隔月)	アジア		
		オセアニア		
その他資産 (投資信託証券 (転換社債))	年 1 2 回 (毎月)	中南米	ファンド・オブ ・ファンズ	<円コース以外> なし
		アフリカ		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	日々	中近東 (中東)		
	その他 ()	エマージング		

（注）ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

*属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産（投資信託証券 （転換社債））	目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり、実質的に転換社債を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
年12回（毎月）	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
欧州	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジあり （フルヘッジ）	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

* 各ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（転換社債）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（その他資産（転換社債））とが異なります。

商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドにかかる定義（上記網掛け部分）以外の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

信託金の限度額

各ファンドの信託金の限度額は、各2,000億円です。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

1. 各ファンドは、欧州の転換社債（Convertible Bonds、以下C B）を実質的な主要投資対象とします。

- 各ファンドは、欧州の転換社債（C B）を主要投資対象とする円建の外国籍投資信託「ストラクチャ-欧州コンバーチブル」と、円建の国内籍投資信託「C Aマネープールファンド（適格機関投資家専用）」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

ファンド・オブ・ファンズとは複数の投資信託証券に投資する投資信託のことをいいます。投資信託証券を以下、「投資信託」と記載します。

- 欧州の転換社債の運用は、アムンディが行います。

* 各ファンドの「ストラクチャ-欧州コンバーチブル」への投資比率は、原則として90%以上とすることを基本とします。

2. ファンドは、投資する外国籍投資信託における為替取引が異なる5つのコース（ユーロコース、米ドルコース、ブラジルリアルコース、トルコリラコース、円コース）と2つの決算頻度（毎月決算型、年2回決算型）の組み合わせによる計10本のファンドから構成されています。

- 米ドルコース、ブラジルリアルコース、トルコリラコースでは金利差から生じる為替取引によるプレミアムの獲得を目的として為替取引を行います。
- 円コースでは原則として為替変動リスクの低減を目的として、ユーロ売り／円買いの為替取引（対円で「為替ヘッジ」といいます）を行います。
- ユーロコースでは原則として対円で為替ヘッジを行いません。

<ファンドの収益源/基準価額変動要因のイメージ>

	為替取引によるプレミアム/コスト	為替変動
ユーロコース(毎月決算型/年2回決算型)	+	円/ユーロ
米ドルコース(毎月決算型/年2回決算型)	+	円/米ドル
ブラジルリアルコース(毎月決算型/年2回決算型)	+	円/ブラジルリアル
トルコリラコース(毎月決算型/年2回決算型)	+	円/トルコリラ
円コース(毎月決算型/年2回決算型)	+	

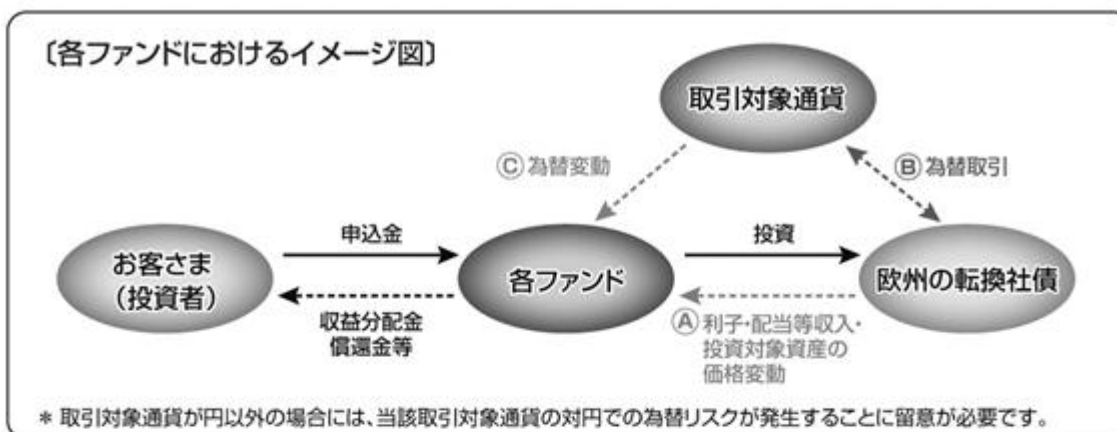
*本書での「取引対象通貨」は、「米ドル」、「ブラジルリアル」、「トルコリラ」、「円」を指します。

*円コースでは、原則として対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、主に円に対するユーロの為替変動の影響を受ける可能性があります。円コース以外の為替取引が異なるコースでは、為替取引を行う際に外国籍投資信託が保有する実質的なユーロ建資産額と為替取引額を一致させることができないため、主に円に対するユーロの為替変動の影響を受ける場合があります。

*ユーロコースでは、原則として対円で為替ヘッジを行わないため、主に円に対するユーロの為替変動の影響を大きく受けます。

〔通貨選択型投資信託の収益のイメージ〕

- 通貨選択型の投資信託は、株式や債券などの投資対象資産への投資に加えて、為替取引の対象通貨を選択できるように設計された投資信託です。なお、各ファンドの実質的な投資対象資産は欧州の転換社債です。



* 各ファンドは、実際の運用においてはファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

* ユーロコースでは原則として対円での為替ヘッジを行いません。円コースでは、原則として対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。

- 各ファンドの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。



収益を得られるケース	- 金利の低下 - 発行体の信用状況の改善 - 転換対象株式の株価の上昇等 ↑ CB価格の上昇	取引対象通貨の短期金利 > ユーロの短期金利 ↑ プレミアム(金利差相当分の収益)の発生	- 円に対して取引対象通貨高 - 円に対してユーロ高(ユーロコースの場合) ↑ 為替差益の発生
損失やコストが発生するケース	- 金利の上昇 - 発行体の信用状況の悪化 - 転換対象株式の株価の下落等 ↓ CB価格の下落	取引対象通貨の短期金利 < ユーロの短期金利 ↓ コスト(金利差相当分の費用)の発生	- 円に対して取引対象通貨安 - 円に対してユーロ安(ユーロコースの場合) ↓ 為替差損の発生

※1 ユーロコースでは、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

※2 円コースでは、原則として対円での為替ヘッジを行うことで為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、主に円に対するユーロの為替変動の影響を受ける可能性があります。

* 一部の取引対象通貨については、NDF取引を用いて為替取引を行います。NDF取引による価格は需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から想定される為替取引の価格と大きく乖離し、当該金利差から想定される期待収益性と運用成果が大きく異なる場合があります。

* 市況動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。

3. 毎月決算型の各ファンドは、毎決算時（原則として毎月18日。休業日の場合は翌営業日）に、原則として収益分配方針に基づき収益分配を行います。

年2回決算型の各ファンドは、毎決算時（原則として毎年1月および7月の各18日。休業日の場合は翌営業日）に、原則として収益分配方針に基づき収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。
- 毎月決算型の各ファンドの第1期決算日は平成26年4月18日としますが、原則として第3期決算日（平成26年6月18日）より分配を行う予定です。年2回決算型の各ファンドの第1期決算日は平成26年7月18日とします。

〔収益分配金に関する留意事項〕

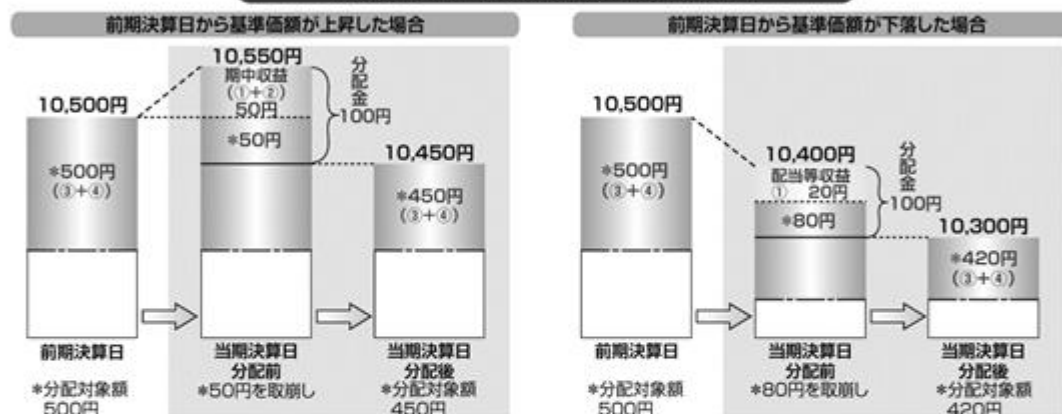
● 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



● 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

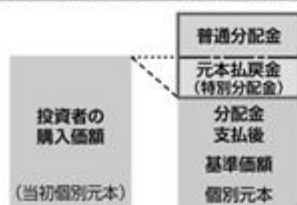


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

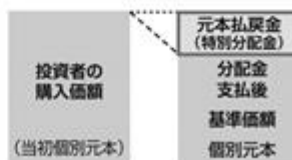
● 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり幅が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、後記「4 手数料等及び税金」の「(5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

資金動向および市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

追加的記載事項

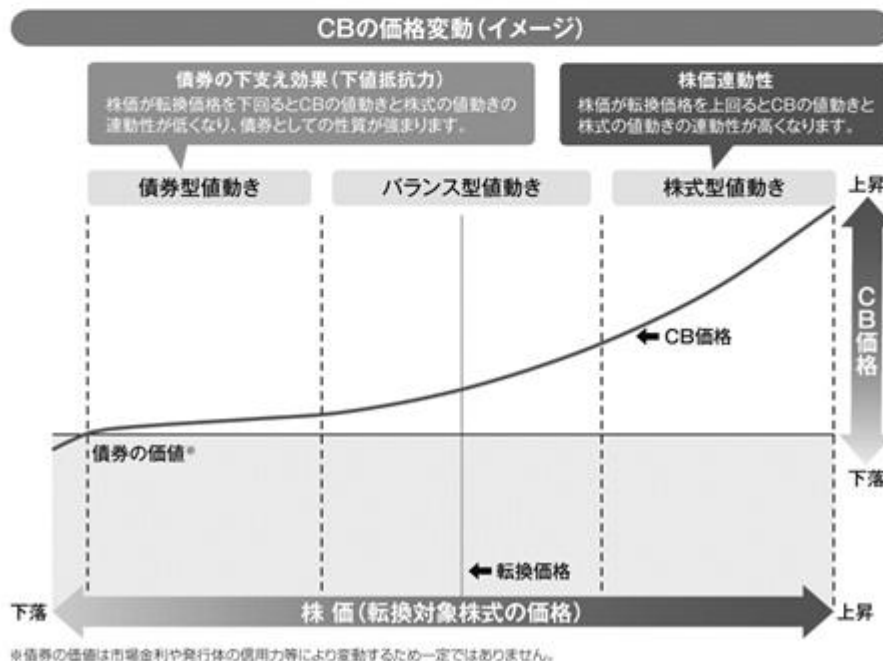
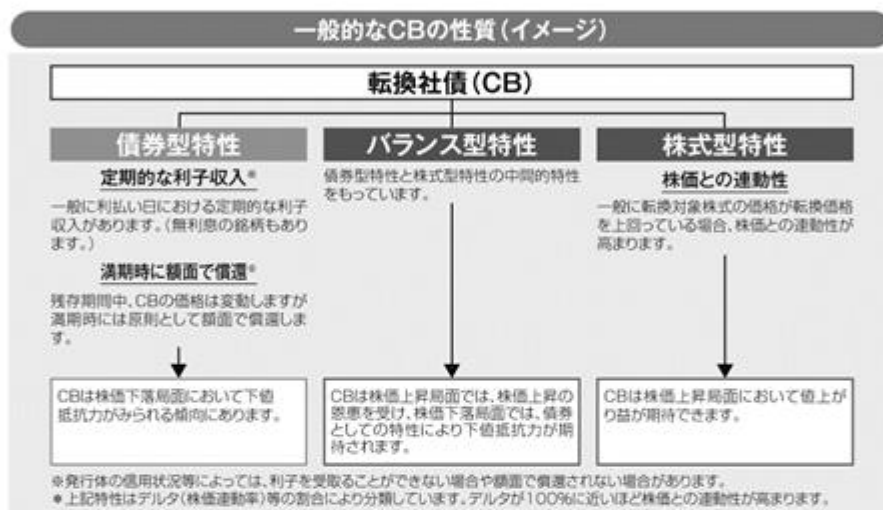
収益(リターン)の源泉となる3つのポイント

ポイント 1 欧州の転換社債(CB)に投資

欧州の転換社債(CB)を実質的な主要投資対象とすることで、キャピタルゲインを中心としたトータルリターンの獲得をめざします。

転換社債(CB)とは

- 転換社債(CB)は、株式と債券の両方の特性を併せ持ちます。
- 転換社債(CB)は、原則としてあらかじめ定められた価格(以下、転換価格)で株式に転換できる権利がついた社債のことです。
- 価格変動の特徴は、一般的に株価が転換価格を上回ると株式の値動きと運動性が高くなり、転換価格を下回ると債券としての性質が強まります。



*上記は、あくまでも一般的な転換社債(CB)の特性や値動きのイメージであり、CBのすべての特性や実際の値動きを説明したものではありません。また、各ファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

追加的記載事項

ポイント2 為替取引について

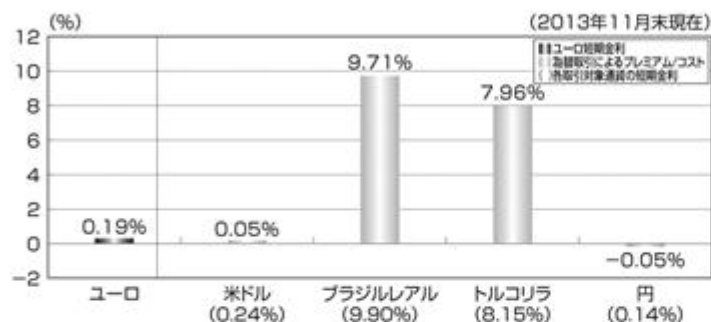
各コースにより、為替取引が異なります。

米ドルコース、ブラジルレアルコースおよびトルコリラコースでは、ユーロ売り／取引対象通貨買いの為替取引を行います。円コースでは、原則として対円での為替ヘッジを行うことによりユーロ建資産の為替変動リスクの低減を図ります。

また、ユーロコースでは原則として対円での為替ヘッジを行いません。

ユーロより金利が高い通貨で為替取引を行う場合は、プレミアム(金利差相当分の収益)が期待できます。反対に、金利が低い通貨で為替取引を行う場合は、コスト(金利差相当分の費用)が生じます。

為替取引によるプレミアム/コスト



●基準価額の変動要因(一般的なイメージ図)

	ユーロ短期金利と取引対象通貨の短期金利の関係
基準価額上昇要因	ユーロ短期金利 < 取引対象通貨短期金利 プレミアム(金利差相当分の収益)の獲得
基準価額下落要因	ユーロ短期金利 > 取引対象通貨短期金利 コスト(金利差相当分の費用)の発生

*当イメージ図は、投資時点における金利差が投資成果に与える影響について説明したものであり、金利差の変動による投資時点以後の基準価額の変動を意味するものではありません。

- *金利が低い通貨で為替取引を行う場合は、コスト(金利差相当分の費用)が生じますので、基準価額の下落要因となります。
- *為替取引によるプレミアム/コストは、おおそ取引対象通貨の短期金利からユーロの短期金利を差引いた値で簡便的に計算しています。出所:ブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社作成。
- *小数点以下、四捨五入の関係で各取引対象通貨の短期金利と、為替取引によるプレミアム/コストとユーロの短期金利合計が一致しない場合があります。
- *各通貨の短期金利 ユーロ:3ヵ月LIBOR、米ドル:3ヵ月LIBOR、ブラジルレアル:3ヵ月CD(譲渡性預金証券)レート、トルコリラ:3ヵ月TRLIBOR、円:3ヵ月LIBORより算出。
- *上記金利は、先物為替レート等を概算する際の目安として参照する金利であり、実際に為替取引を行う先物為替等の市場値から逆算される金利とは異なる場合があります。したがって上記の2通貨間の金利差から計算される為替取引によるプレミアム/コスト相当値が、実際のファンドで生じる為替取引によるプレミアム/コストと同一になるとは限りません。
- *将来の為替取引によるプレミアム/コストの数値を保証するものではありません。
- *ブラジルレアルについては、実際の為替取引はNDF取引等によって行いますので、当該NDF取引等により逆算されるブラジルレアル金利と上記金利は異なります。

為替取引とは、主に為替予約取引等を利用して、実質的な投資対象である通貨を換える手段です。

米ドルコース、ブラジルレアルコースおよびトルコリラコースでは、ユーロ売り／取引対象通貨買いの為替取引を行います。為替取引を行うことにより、円に対する取引対象通貨の為替変動の影響を受けます。

「円コース」以外は、ユーロまたは取引対象通貨に対する円での為替ヘッジを行いませんので、ご注意ください。

為替取引のイメージ(各ファンドの場合)



為替取引を行う際に、外国籍投資信託が保有する実質的なユーロ建資産額と為替取引額を一致させることができないため、ユーロと取引対象通貨の金利差を十分に享受することができない可能性があります。

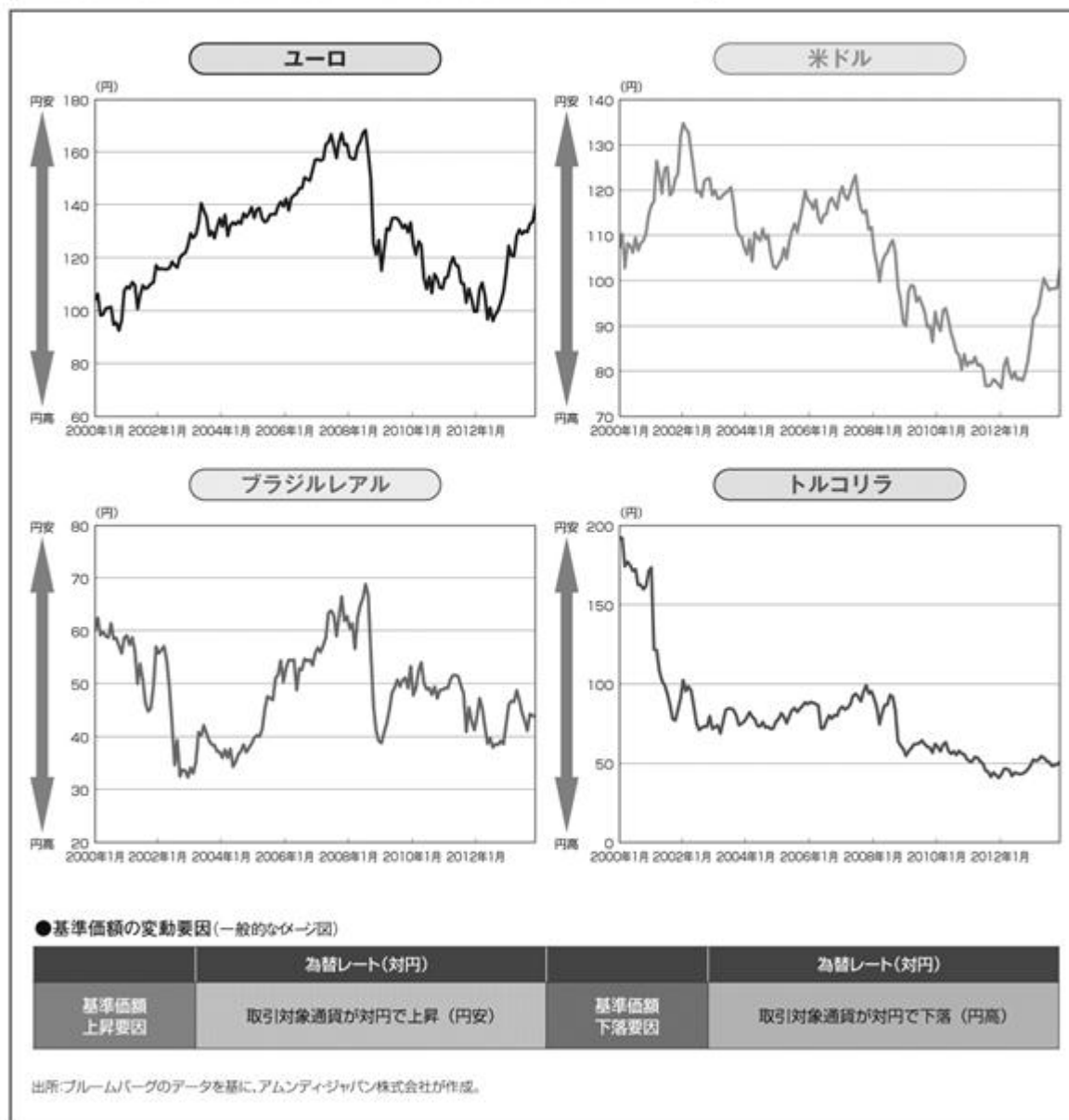
上記は過去のデータやイメージであり、将来を示唆あるいは保証するものではありません。また、各ファンドの運用実績ではありません。各ファンドの将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

追加的記載事項

ポイント3 為替差益も期待

ユーロおよび取引対象通貨（円コースを除く）が対円で上昇（円安）した場合、為替差益を得ることができます。反対に、ユーロおよび取引対象通貨（円コースを除く）が対円で下落（円高）した場合、為替差損が発生します。

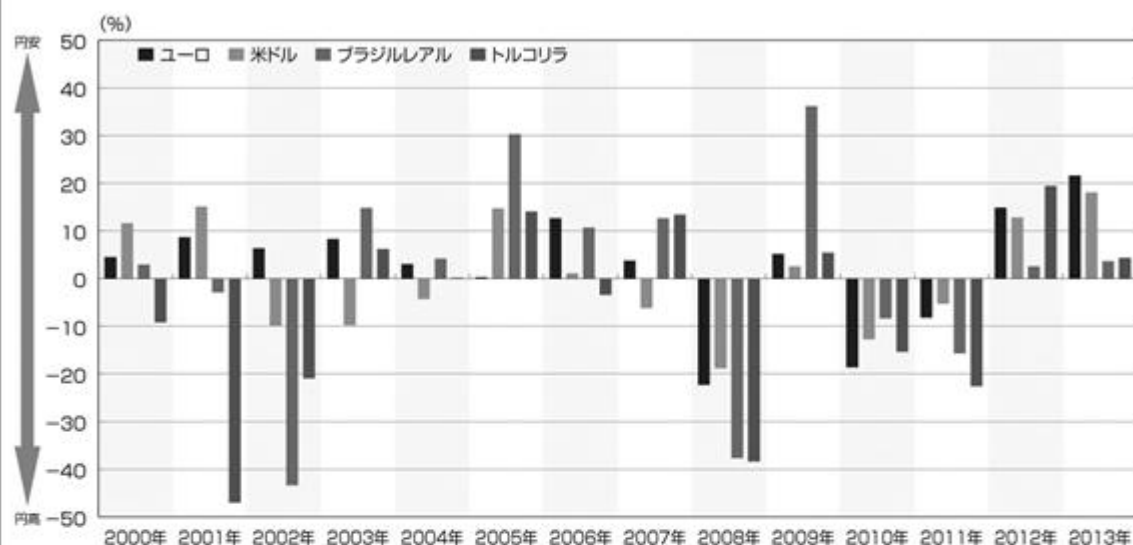
各通貨の為替レート（対円）の推移（月次）（2000年1月末～2013年11月末）



上記は過去のデータやイメージであり、将来を示唆あるいは保証するものではありません。また、各ファンドの運用実績ではありません。各ファンドの将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

追加的記載事項

各通貨の対円変化率（年次）（2000年～2013年*）



〔各通貨の対円最大上昇率・最大下落率（年次）〕

	ユーロ	米ドル	ブラジルレアル	トルコリラ
最大上昇率	21.62%	18.09%	36.14%	19.42%
最大下落率	-22.28%	-18.83%	-43.32%	-46.95%

*月次データを基に算出。2013年は2012年末と2013年11月末の変化率。
出所：ブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

留意事項

- ・当資料における「為替取引」によるプレミアム／コストの値は試算であり、実際の為替取引によるプレミアム／コストの値とは異なります。ブラジルレアルについては、実際の為替取引はNDF取引等によって行いますので、当該NDF取引等により逆算されるブラジルレアル金利と当資料記載の金利は異なります。また、ユーロの金利が取引対象通貨の金利より高い場合や投資環境等の変化によっては、為替取引によるコストが発生する場合があります。
- ・ユーロコースおよび円コース以外ではユーロに対して取引対象通貨で為替取引を行いますが、実際の運用にあたっては常に実質的なユーロ建資産額と為替取引額を一致させることはできません。一致させることができなかった場合、為替取引によるプレミアムを十分に得ることができなったり、基準価額が円に対するユーロの為替レートの変動の影響を受ける可能性があります。
- ・ユーロコースでは、原則として対円での為替ヘッジを行わないため、主に円に対するユーロの為替変動の影響を受けます。

上記は過去のデータやイメージであり、将来を示唆あるいは保証するものではありません。また、各ファンドの運用実績ではありません。各ファンドの将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

追加的記載事項

欧州CB市場の概況

欧州のCB市場規模:775億ユーロ(約10.8兆円*)

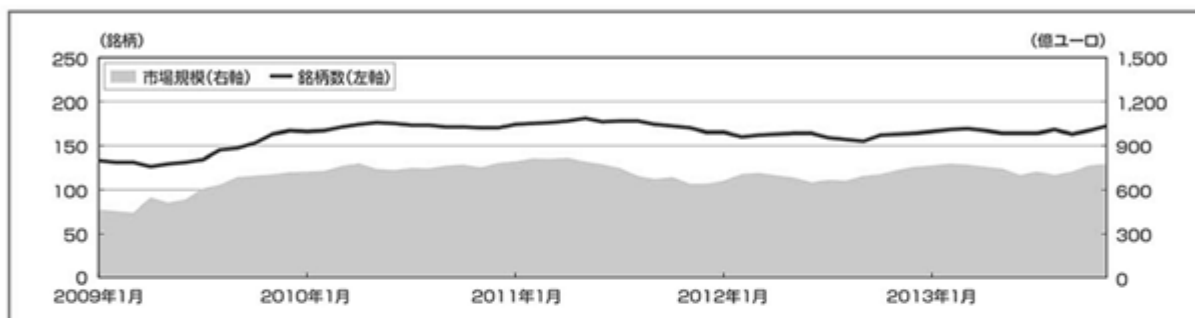
■欧州のCB市場は、堅調に推移しています。

■国別比率でみると欧州各国に分散されており、特にフランス、ドイツ、英国のCB発行残高の比率が高くなっています。

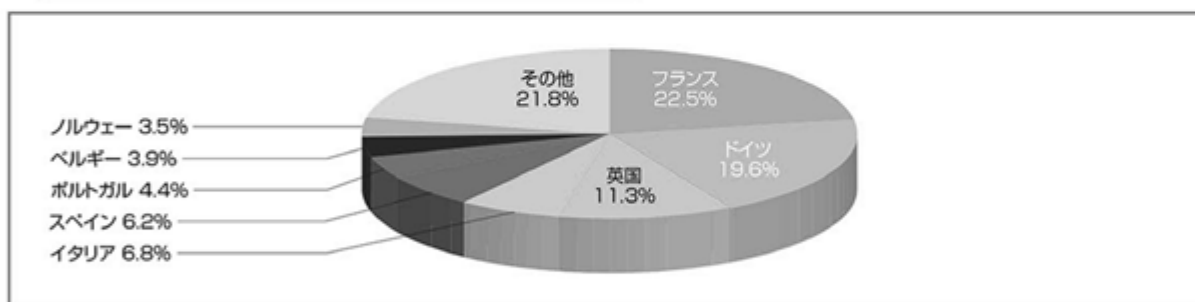
■欧州地域は、バランス型特性が4割以上占めています。

*2013年11月末の為替レート(1ユーロ=139.46円)を使用して円換算。

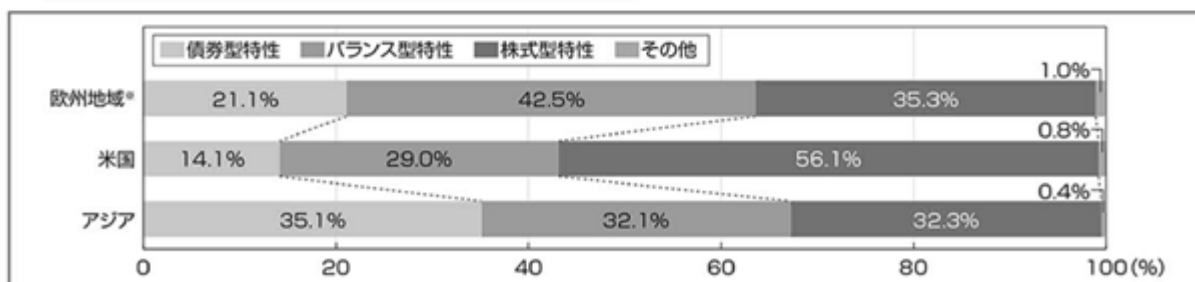
欧州CB市場*規模の推移(期間:2009年1月～2013年11月)



欧州CB市場*の国別比率(2013年11月末現在)



地域別の特性比較(2013年11月末現在)



*上記は欧州の他、中東・アフリカを含みます。

・四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

・欧州CB市場はパークレイズ EMEA コンバーチブルインデックスを使用。上記の各比率は時価総額に対する比率です。

・地域別の特性比較はパークレイズ グローバル コンバーチブルインデックスを使用。上記の各比率は時価総額に対する比率です。また、特性別比率の各分類はパークレイズによるものであり、アムンディの分類基準とは異なります。

出所:パークレイズ、アムンディ(JP)のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

*パークレイズのインデックスは、パークレイズ・バンク・ビーエルシーおよび関連会社(パークレイズ)が開発、算出、公表を行うインデックスです。当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はパークレイズに帰属します。

上記は過去のデータやイメージであり、ファンドの将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。当社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

■ファンド名称について

正式名称のほかに、略称等で記載する場合があります。

	毎月決算型	年2回決算型
正式名称	アムンディ・欧州C Bファンド (ユーロコース) <毎月決算型>	アムンディ・欧州C Bファンド (ユーロコース) <年2回決算型>
略称等	アムンディ・欧州C Bファンド (ユーロコース) 毎月	アムンディ・欧州C Bファンド (ユーロコース) 年2回
	ユーロコース (毎月決算型)	ユーロコース (年2回決算型)
	ユーロコース	
正式名称	アムンディ・欧州C Bファンド (米ドルコース) <毎月決算型>	アムンディ・欧州C Bファンド (米ドルコース) <年2回決算型>
略称等	アムンディ・欧州C Bファンド (米ドルコース) 毎月	アムンディ・欧州C Bファンド (米ドルコース) 年2回
	米ドルコース (毎月決算型)	米ドルコース (年2回決算型)
	米ドルコース	
正式名称	アムンディ・欧州C Bファンド (ブラジルリアルコース) <毎月決算型>	アムンディ・欧州C Bファンド (ブラジルリアルコース) <年2回決算型>
略称等	アムンディ・欧州C Bファンド (ブラジルリアルコース) 毎月	アムンディ・欧州C Bファンド (ブラジルリアルコース) 年2回
	ブラジルリアルコース (毎月決算型)	ブラジルリアルコース (年2回決算型)
	ブラジルリアルコース	
正式名称	アムンディ・欧州C Bファンド (トルコリラコース) <毎月決算型>	アムンディ・欧州C Bファンド (トルコリラコース) <年2回決算型>
略称等	アムンディ・欧州C Bファンド (トルコリラコース) 毎月	アムンディ・欧州C Bファンド (トルコリラコース) 年2回
	トルコリラコース (毎月決算型)	トルコリラコース (年2回決算型)
	トルコリラコース	
正式名称	アムンディ・欧州C Bファンド (円コース) <毎月決算型>	アムンディ・欧州C Bファンド (円コース) <年2回決算型>
略称等	アムンディ・欧州C Bファンド (円コース) 毎月	アムンディ・欧州C Bファンド (円コース) 年2回
	円コース (毎月決算型)	円コース (年2回決算型)
	円コース	

以上を総称して「アムンディ・欧州C Bファンド（通貨選択型）」、「全コース」または「ファンド」という場合、あるいは個別に「各ファンド」という場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

平成26年3月28日 ファンドの投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始（予定）

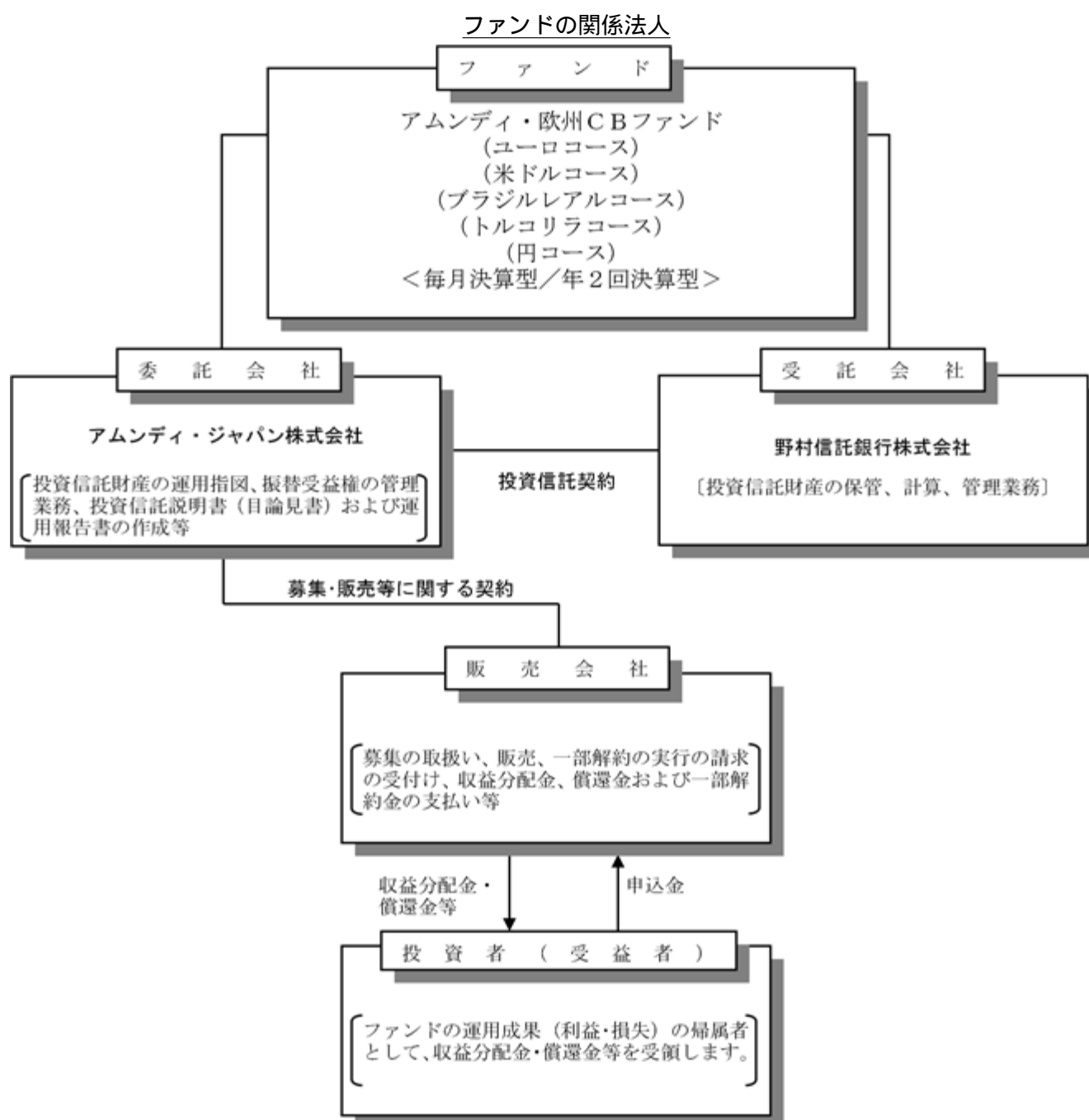
(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組みは、以下のとおりです。

〔イメージ図〕



ファンドの関係法人および関係業務は、以下のとおりです。



各契約の概要

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
投資信託契約 （証券投資信託にかかる投資信託契約 （投資信託約款））	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約

委託会社の概況

名称等	アムンディ・ジャパン株式会社（金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長（金商）第350号）			
資本金の額	12億円			
会社の沿革	昭和46年11月22日 山一投資カウンセリング株式会社設立 昭和55年 1月 4日 山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 平成10年 1月28日 ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社（現アムンディ・ジャパンホールディング株式会社）が主要株主となる 平成10年 4月 1日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 平成10年11月30日 証券投資信託委託会社の免許取得 平成16年 8月 1日 りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更 平成19年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う 平成22年 7月 1日 クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更			
大株主	名 称	住 所	所有株式数	比率
の状況	アムンディ・ジャパンホールディング株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号	2,400,000株	100%

（本書作成日現在）

《アムンディ概要》

アムンディは、運用資産規模で7,461億ユーロ（約96兆円、1ユーロ＝128.53円で換算。2013年6月末現在）を超え、欧州第1位、世界ではトップ・テンに入るグローバルプレーヤーの運用会社です。世界30ヵ国以上の主要な投資地域の中心に拠点を持ち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供しています。

アムンディは、世界中の1億人以上の個人投資家のお客様のニーズに応えるべく、貯蓄・投資手段の提供に力を注いでいます。また、機関投資家のお客様については、個別の要望やリスク許容度にに応じた、革新的で良好なパフォーマンスを生み出すような商品を開発、提供しています。

インベストメント・ペンション・ヨーロッパによるトップ400社調査（2013年6月版（数値は2012年12月末現在））

2【投資方針】

（1）【投資方針】

運用方針（全コース共通）

この投資信託は、中長期的な投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

投資態度＜毎月決算型／年2回決算型共通＞

（ユーロコース）

（イ）欧州の転換社債を主要投資対象とする実質的にユーロ建資産を保有する円建（本邦通貨表示）の投資信託証券を主要投資対象とし、中長期的な投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

（ロ）投資信託証券への投資に当たっては、原則として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。

- (ハ) 欧州の転換社債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資信託財産の純資産総額の90%以上とします。
- (ニ) 指定投資信託証券は、委託会社の判断により、変更されることがあります。
- (ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (米ドルコース)
- (イ) 欧州の転換社債を主要投資対象とする実質的なユーロ建資産を、原則として対米ドルで為替取引を行う円建（本邦通貨表示）の投資信託証券を主要投資対象とし、中長期的な投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。
- (ロ) 投資信託証券への投資に当たっては、原則として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。
- (ハ) 欧州の転換社債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資信託財産の純資産総額の90%以上とします。
- (ニ) 指定投資信託証券は、委託会社の判断により、変更されることがあります。
- (ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (ブラジルリアルコース)
- (イ) 欧州の転換社債を主要投資対象とする実質的なユーロ建資産を、原則として対ブラジルリアルで為替取引を行う円建（本邦通貨表示）の投資信託証券を主要投資対象とし、中長期的な投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。
- (ロ) 投資信託証券への投資に当たっては、原則として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。
- (ハ) 欧州の転換社債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資信託財産の純資産総額の90%以上とします。
- (ニ) 組入対象投資信託証券は、委託会社の判断により、変更されることがあります。
- (ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (トルコリラコース)
- (イ) 欧州の転換社債を主要投資対象とする実質的なユーロ建の資産を、原則として対トルコリラで為替取引を行う円建（本邦通貨表示）の投資信託証券を主要投資対象とし、中長期的な投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。
- (ロ) 投資信託証券への投資に当たっては、原則として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。
- (ハ) 欧州の転換社債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資信託財産の純資産総額の90%以上とします。
- (ニ) 組入対象投資信託証券は、委託会社の判断により、変更されることがあります。

（ホ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（円コース）

（イ）欧州の転換社債を主要投資対象とする実質的なユーロ建の資産を、原則として対円で為替ヘッジした円建（本邦通貨表示）の投資信託証券を主要投資対象とし、中長期的な投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

（ロ）投資信託証券への投資に当たっては、原則として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。

（ハ）欧州の転換社債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資信託財産の純資産総額の90%以上とします。

（ニ）組入対象投資信託証券は、委託会社の判断により、変更されることがあります。

（ホ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

〔投資対象ファンドの選定方針〕

委託会社は、アムンディ・グループ内で運用される欧州の転換社債を主要投資対象とするファンドと、アムンディ・ジャパン株式会社が運用するマネーファンドを選定します。

選定にあたっては、下記の点を選定のポイントとします。

1. 投資対象ファンドの運用目的・運用方針が各ファンドの運用目的・運用方針に合致していること。
2. 投資対象ファンドにおいて運用体制およびプロセス・リスク管理・情報開示が明確および適切に行われていること。
3. 投資対象ファンドまたはその運用者がその投資対象資産における運用において必要な運用実績があること。
4. 各ファンドが投資対象ファンドを売買する場合、その決済が適切に行われること。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類（本邦通貨表示のものに限ります。）

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ 有価証券
- ロ 金銭債権
- ハ 約束手形

２．次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形

投資対象とする有価証券

ファンドは、主として指定投資信託証券に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することができます。

- (a) コマースナル・ペーパーおよび短期社債等
- (b) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、(a)の証券の性質を有するもの
- (c) 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- (d) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第１４号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- (e) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- (a) 預金
- (b) 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第１４号で定める受益証券発行信託を除きます。）
- (c) コール・ローン
- (d) 手形割引市場において売買される手形
- (e) 外国の者に対する権利で(d)の権利の性質を有するもの

前記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記 の(a)から(e)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

■各ファンドが投資対象とする投資信託の概要

外国籍投資信託			
フ ァ ン ド 名	■ストラクチュラ-欧州コンバーチブル(110シェアクラス、ユーロ) ■ストラクチュラ-欧州コンバーチブル(15シェアクラス、米ドル) ■ストラクチュラ-欧州コンバーチブル(14シェアクラス、ブラジルレアル) ■ストラクチュラ-欧州コンバーチブル(112シェアクラス、トルコリラ) ■ストラクチュラ-欧州コンバーチブル(19シェアクラス、円)		
<運用の基本方針>			
基 本 的 性 格	ルクセンブルク籍会社型投資信託(円建)		
ファンドの 特色	欧州の転換社債を主要投資対象とし、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。		
投 資 方 針	1) 投資対象 ①欧州の転換社債を主要投資対象とします。 ②外国為替予約取引、為替先渡取引、直物為替先渡取引等を活用します。 2) 投資態度 ①原則として、総資産の3分の2以上を、発行体格付(無格付を含む)の制限なく、OECD加盟国の金融商品取引所で取引されているユーロ建てのまたは欧州の発行体(または転換対象が欧州株式)によるその他通貨建ての転換社債(合成転換社債含む)に投資します。 ②原則として、ユーロ建以外の資産に投資する場合、対ユーロで為替取引を行います。 ③「ストラクチュラ-欧州コンバーチブル(110シェアクラス、ユーロ)」は、実質的にユーロ建資産を保有します。「ストラクチュラ-欧州コンバーチブル(15シェアクラス、米ドル)」は、実質的なユーロ建資産を、原則として対米ドルで為替取引を行います。「ストラクチュラ-欧州コンバーチブル(14シェアクラス、ブラジルレアル)」は、実質的なユーロ建資産を、原則として対ブラジルレアルで為替取引を行います。「ストラクチュラ-欧州コンバーチブル(112シェアクラス、トルコリラ)」は、実質的なユーロ建資産を、原則として対トルコリラで為替取引を行います。「ストラクチュラ-欧州コンバーチブル(19シェアクラス、円)」は、実質的なユーロ建資産を、原則として対円で為替ヘッジを行います。 ④資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。		
主 な 投 資 制 限	①総資産の10%を上限として、OECD加盟国以外で取引されている転換社債に投資することができません。 ②ポートフォリオのヘッジまたは効率的な運用のためにデリバティブ取引を行うことができます。		
収 益 分 配 方 針	原則として、毎月分配を行う方針です。		
設 定 日	ストラクチュラ-欧州コンバーチブル(110シェアクラス、ユーロ) ストラクチュラ-欧州コンバーチブル(15シェアクラス、米ドル) ストラクチュラ-欧州コンバーチブル(14シェアクラス、ブラジルレアル) ストラクチュラ-欧州コンバーチブル(112シェアクラス、トルコリラ) ストラクチュラ-欧州コンバーチブル(19シェアクラス、円)	2014年3月28日(予定)	
<主な関係法人>		<管理報酬等>	
投 資 顧 問 会 社	アムンディ・ジャパン株式会社	信 託 報 酬	純資産総額に対し年率0.67%
副投資顧問会社	アムンディ	信託財産留保額	0.1%
管 理 会 社	アムンディ・ルクセンブルク	申 込 手 数 料	なし
保 管 銀 行・ 管理事務代行会社	CACEIS・バンク・ルクセンブルク		

*上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ー「ストラクチャ-欧州コンバーチブル」の運用についてー

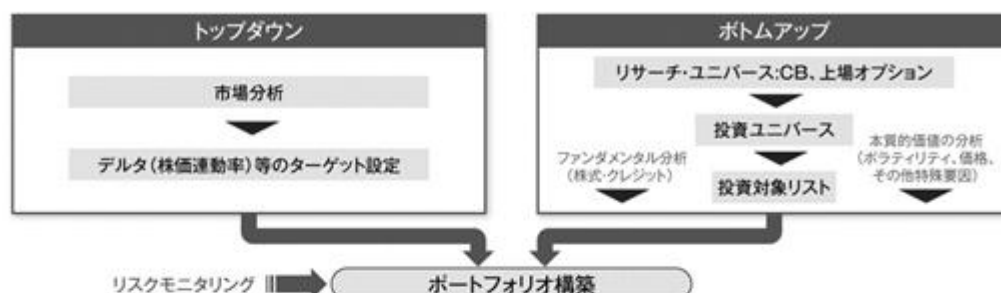
「ストラクチャ-欧州コンバーチブル」の運用は副投資顧問会社であるアムンディが行います。

■アムンディ(本社:パリ)について

- アムンディは、運用資産規模で7,461億ユーロ(約96兆円、1ユーロ=128.53円で換算。2013年6月末現在)を超え、欧州第1位*、世界ではトップ・テン*に入るグローバルプレーヤーの運用会社です。世界30ヵ国以上の主要な投資地域の中心に拠点を持ち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供しています。

*インベストメント・ベンチマーク・ヨーロッパによるトップ400社調査。(2013年6月版(数値は2012年12月末現在))

■運用プロセス



■運用チーム

- アムンディの欧州の転換社債(CB)の運用は豊富な経験と実績を有するCB運用チームが行います。CB運用チームは、株式とクレジットの2つのレポートラインに属し、両方の情報ソースを活用して運用を行います。

■リスク管理

- 運用上のリスク管理
運用チームは、中間管理部とともに、多数のツールを活用し、市場データやポートフォリオ分析、実際のポートフォリオのポジション流動性、パフォーマンスのモニタリング、リスク試算等を行います。モニタリングだけでなく、ポートフォリオ対規約規制、顧客の指定規約や社内規程の遵守状況の確認を行います。
- 専門部署によるリスク管理
リスク・パフォーマンス管理チームは、社内規制のモニタリングとして、市場リスク、発行体信用リスクおよび運用監査の3項目のチェックを行います。ファンド・マネージャーとは別のレポートラインを持ち、投資決定での独立性が確保されます。また、コンプライアンス・チームは社内外の法令遵守等についてのチェックを行います。
- 外部監査等
クレディ・アグリコル エス・エー(アムンディの母体)およびアムンディの独立した監査チームが、適切な業務遂行とリスク管理システムの適切性の調査を随時行います。

国内籍投資信託	
ファンド名	CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)
<運用の基本方針>	
基本的性格	日本籍契約型投資信託(円建)
ファンドの特色	主として本邦通貨表示の短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指して運用を行うとともに、あわせてコール・ローンなどで運用を行うことで流動性の確保を図ります。
投資方針	1) 投資対象 本邦通貨表示の短期公社債を主要投資対象とします。 2) 投資態度 ①主として、本邦通貨表示の短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指して運用を行うとともに、あわせてコール・ローンなどで運用を行うことで流動性の確保を図ります。 ②資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	外貨建資産への投資は行いません。
設定日	2007年11月7日
<主な関係法人>	
委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行
<管理報酬等>	
信託報酬	年率0.35%(税抜)以内
申込手数料	なし

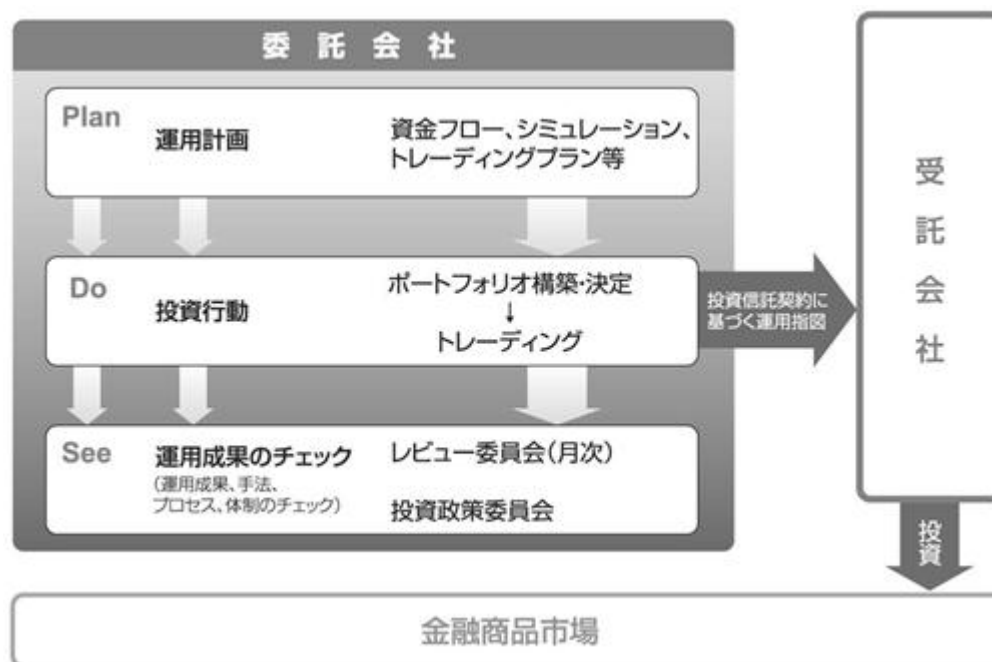
*上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）【運用体制】

委託会社の運用体制は、運用本部所属のファンド・マネージャーがファンドの運用指図を行う体制となっています。

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。



* 委託会社の運用成果のチェック・・・レビュー委員会（７名以上）、投資政策委員会（３名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

- ・コンプライアンス・マニュアル
- ・服務規程
- ・リスク管理基本規程
- ・デリバティブ取引に関するリスク管理規則
- ・運用にかかる各種マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・年１回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

ファンドの運用体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

< 毎月決算型 >

毎決算時（原則として毎月18日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。第1期決算日は平成26年4月18日とします。

(a) 分配対象額

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(b) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(c) 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

< 年２回決算型 >

毎決算時（原則として毎年1月18日および7月18日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。第1期決算日は平成26年7月18日とします。

(a) 分配対象額

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(b) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(c) 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配< 毎月決算型 / 年２回決算型共通 >

1) 投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

（ ）投資信託財産に属する配当等収益（配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ）から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

（ ）売買損益に評価損益を加減して得た利益金額（以下「売買益」といいます）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積立てることができます。

2) 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の支払＜毎月決算型／年２回決算型共通＞

- 1) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払以前のために販売会社名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から支払います（決算日（休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として5営業日までに支払いを開始します）。
- 2) 上記1)の規定にかかわらず、別に定める契約（自動けいぞく投資契約）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みに応じるものとします。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- 3) 上記1)に規定する収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行うものとします。
- 4) 受益者が、収益分配金について上記1)に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（５）【投資制限】

投資信託約款に基づく投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への直接投資は行いません。

デリバティブの直接利用は行いません。

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への直接投資は行いません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

資金の借入の制限

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

(1)基準価額の変動要因

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主としてＣＢなど値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。各ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割込むことがあります。各ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

価格変動リスク

各ファンドが主要投資対象とする外国籍投資信託は、主に欧州のＣＢを投資対象としています。ＣＢの価格は転換の対象となる株式の価格変動の影響を受けます。株式は国内外の政治・経済情勢、発行企業の業績等の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ＣＢや債券の価格は、その発行体の経営状況および財務状況、一般的な経済状況や金利、証券の市場感応度、格付の変化等により価格が下落するリスクがあります。

当該ＣＢの価格が下落した場合には、各ファンドの基準価額も下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

金利変動リスク

ＣＢや債券の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇する傾向にありますが、金利の上昇局面では下落する傾向にあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

為替変動リスク

■米ドルコース、ブラジルリアルコース、トルコリラコース

・各ファンドの主要投資対象である外国籍投資信託は、実質的にユーロ建資産に投資し、原則としてユーロ売り、取引対象通貨買いの為替取引を行います。そのため、各ファンドは円に対する取引対象通貨の為替変動の影響を受け、取引対象通貨の為替相場が円高方向に進んだ場合には、各ファンドの基準価額は下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。また、為替取引を行う際に実質的なユーロ建資産額と為替取引額を一致させることはできませんので、基準価額は主に円に対するユーロの為替変動の影響を受ける場合があります。なお、為替取引を行う際に取引対象通貨の金利がユーロ金利より低い場合、ユーロと取引対象通貨との金利差相当分の費用（為替取引によるコスト）がかかることにご留意ください。

・一部の取引対象通貨については、外国籍投資信託においてNDF取引（ノン・デリバラブル・フォワード、直物為替先渡取引）を用いて為替取引を行います。NDF取引による価格は需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から想定される為替取引の価格と大きく乖離し、当該金利差から想定される期待収益性と運用成果が大きく異なる場合があります。

NDF取引とは、現物通貨の取引規制が厳しい通貨や為替市場が未成熟な通貨の為替取引を行う場合に、あらかじめ約定したNDFレートと満期時の直物為替レートとの差から計算される差金のみをユーロまたはその他主要通貨で決済する相対取引です。

■ユーロコース

ファンドの主要投資対象である外国籍投資信託は、実質的にユーロ建資産に投資し、原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、主に円に対するユーロの為替変動の影響を大きく受けます。円高になった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

■円コース

ファンドの主要投資対象である外国籍投資信託は、実質的にユーロ建資産に投資し、原則として対円での為替ヘッジを行うことで為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、主に円に対するユーロの為替変動の影響を受ける可能性があります。なお、為替ヘッジを行う際に円金利がユーロ金利より低い場合、ユーロと円との金利差相当分の費用（為替ヘッジコスト）がかかることにご留意ください。

流動性リスク

各ファンドに対して短期間で大量の換金の申込があった場合には、各ファンドの主要投資対象である外国籍投資信託において、組入有価証券の売却および為替取引の解消を行います。C Bおよび為替市場の特性から市場において十分な流動性が確保できない場合があり、その場合には市場実勢から想定される妥当性のある価格での組入有価証券の売却および為替取引の解消ができない場合、あるいは当該換金に十分対応する金額の組入有価証券の売却および為替取引の解消ができない場合があります。この場合、各ファンドの基準価額の下落要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

信用リスク

- ・各ファンドが実質的に投資するC Bの発行体や主要投資対象の外国籍投資信託が行う為替取引等の取引相手方等の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化という事態は信用リスクの上昇を招くことがあり、その場合には実質的に投資するC Bの価格の下落および為替取引等に障害が生じ、不測のコスト上昇等を招くことがあります。この場合、各ファンドの基準価額の下落要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
- ・C Bの発行体等および為替取引等の取引相手方が破産した場合は、投資資金の全部あるいは一部を回収できなくなることがあります。その結果、各ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
- ・一般に、格付の低いC Bは格付の高いC Bと比較して、デフォルト（債務不履行）リスクが高いと考えられています。

基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

(2)その他の留意点

各ファンドの繰上償還

各ファンドの純資産総額が20億円を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

換金の中止

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情が発生したときは、換金請求の受付が中止されることがあります。

分配金に関する留意点

- ・分配金は当該期に各ファンドが得る利子・配当等収入、売買益、評価益を超えて支払われることがあり、投資者の各ファンドの購入価額によっては、分配金は実質的に元本からの払戻し部分を含むことになる場合があります。また、各ファンドの純資産は分配金支払い後に減少することになり、基準価額の下落要因となります。基準価額に対する分配金の支払率は各ファンドの収益率を示すものではありません。
- ・各ファンドは、毎決算時に、原則として収益分配方針に基づいて分配を行います。分配金額はあらかじめ確定しているものではなく、各ファンドの運用状況（基準価額水準および市況動向）等によっては分配を行わないこともあります。

規制の変更に係る留意点

- ・各ファンドの運用に関連する国または地域の法令、税制および会計基準等は今後変更される可能性があります。
- ・将来規制が変更された場合、各ファンドは重大な不利益を被る可能性があります。

その他

- ・前記以外にも、組入有価証券の売買委託手数料、信託報酬、監査費用の負担およびこれらに対する消費税等の負担による負の影響が存在します。

- ・金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることや不測の事態に陥ることがあります。この場合、各ファンドの運用が影響を被って基準価額が下落することがあり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。基準価額の正確性に合理的な疑いがあると判断した場合、委託会社は途中換金の受付を一時的に中止することがあります。
- ・投資環境の変化などにより、継続申込期間の更新を行わないことや、お申込みの受付を停止することがあります。この場合は、新たに各ファンドを購入できなくなります。

投資信託と預金および預金等保護制度との関係について

- 投資信託は、金融機関の預金とは異なります。
- 投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

(3)投資信託についての一般的な留意事項

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（第一種金融商品取引業者・登録金融機関は販売の窓口となります）。
- ・投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクによる影響があります）に投資するため、投資元本および分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- ・投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中には信託報酬およびその他費用等がかかります。
- ・投資信託のお申込みに関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(4)リスク管理体制

委託会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行います。

・運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にリスク委員会に報告します。

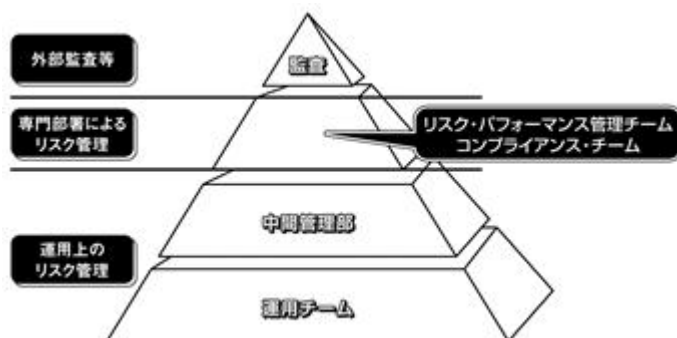
・運用リスクの管理

リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理し、定期的にリスク委員会に報告します。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じます。

前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

- 「ストラクチャ-欧州コンバーチブル」のリスク管理について -

各ファンドの指定投資信託証券の副投資顧問会社であるアムンディのリスクモニターおよびリスク管理体制は次の3段階で行っています。



■ リスク管理

● 運用上のリスク管理

運用チームは、中間管理部とともに、多数のツールを活用し、市場データやポートフォリオ分析、実際のポートフォリオのポジション流動性、パフォーマンスのモニタリング、リスク試算等を行います。モニタリングだけでなく、ポートフォリオ対規約規制、顧客の指定規約や社内規程の遵守状況の確認を行います。

● 専門部署によるリスク管理

リスク・パフォーマンス管理チームは、社内規制のモニタリングとして、市場リスク、発行体信用リスクおよび運用監査の3項目のチェックを行います。ファンド・マネージャーとは別のレポートラインを持ち、投資決定での独立性が確保されます。また、コンプライアンス・チームは社内外の法令遵守等についてのチェックを行います。

● 外部監査等

クレディ・アグリコル エス・エー（アムンディの母体）およびアムンディの独立した監査チームが、適切な業務遂行とリスク管理システムの適切性の調査を随時行います。

ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

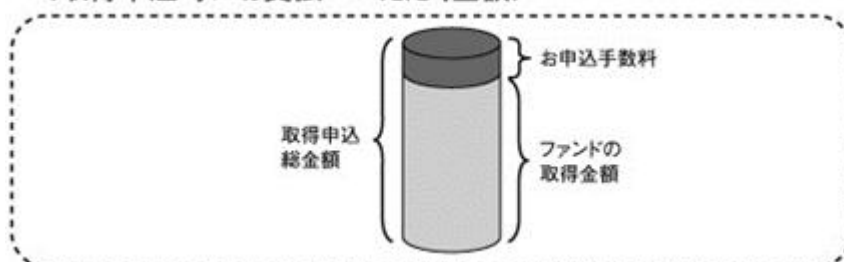
申込手数料は、当初申込期間中においては1口につき1円に、継続申込期間中においては取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は3.15%（税抜3.0%）です。

ただし、収益分配金再投資の際は、無手数料となります。

消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、3.24%となります。

申込手数料については、販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

<取得申込時にお支払いいただく金額>



販売会社によっては「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、その換金の申込受付日に、他の投資信託取得申込を行うこと）によるファンドの取得申込みを取扱う場合があります。スイッチングは、販売会社でお買付いただいたファンドのうち、当該販売会社が指定するファンド間において可能です。スイッチングの際には、購入時および換金時と同様に、費用・税金がかかる場合があります。スイッチングのお取扱い内容は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。

スイッチングの取扱い等についての詳細は、販売会社にお問合せください。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

ただし、一部解約の申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た投資信託財産留保額 が控除されます。

「信託財産留保額」とは運用の安定性を高めるために換金する受益者が負担する金額で投資信託財産に留保されます。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し年率1.0605%（税抜1.01%）を乗じて得た金額とし、各ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

信託報酬の配分は次のとおりとします。

消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、年率1.0908%となります。

（年率）

委託会社	販売会社	受託会社
0.28%（税抜）	0.70%（税抜）	0.03%（税抜）

信託報酬は、委託会社が定める時期に、投資信託財産中から支弁します。なお、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん投資信託財産から収受した後、販売会社に支払います。

各ファンドが投資する指定投資信託証券の報酬の上限額は、それぞれの運用資産の純資産総額に対し下記の報酬率を乗じて得た額となります。

各ファンドが投資対象とする 指定投資信託証券	信託報酬
「ストラクチャ-欧州コンバーチブル」	年率0.67% ¹ 1 日本国外においてかかる費用（日本籍以外の組入投資信託証券の報酬）に関しては、消費税等が課税されません。
「CAマネープールファンド（適格機関投資家専用）」	年率0.3675% ² （税抜0.35%）以内 2 消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、年率0.378%となります。 各月ごとに決定するものとし、前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの信託報酬率は、各月の前月の最終5営業日における無担保コール翌日物レートの平均値に0.3を乗じて得た率（以下「当該率」といいます）に応じて次に掲げる率とします。 1. 当該率が0.35%以下の場合：当該率 （当該率が、委託会社が任意に定める率以下の場合は、任意に定める率とします。ただし、任意に定める率は0.05%以下とします。） 2. 当該率が0.35%超の場合：年10,000分の35

したがって、当該信託報酬を考慮した場合のファンドの実質的な信託報酬率の上限は、年率1.7305%³（税込）となります。

3 各ファンドの信託報酬年率1.0605%（税込）に投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの（年率0.67%）を加算しております。消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、年率1.7608%となります。各ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

上記の信託報酬等は、本書作成日現在のものであります。

（４）【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、特定資産の価格等の調査に要する諸費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、投資者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。

委託会社は、前記の諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることができます。この場合、委託会社は投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中にあらかじめ定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

前記 において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は委託会社が定める期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計算し、委託会社の定める時期または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに投資信託財産中より支弁します。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。このほかに、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等およびコール・ローンの取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても投資信託財産が負担します。投資信託財産の金融商品取引等に伴う手数料や税金は投資信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。当該諸費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

投資信託証券においては管理費用、受託費用、監査費用および有価証券売買委託手数料等がかかります。

その他の手数料等の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

各ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税上の取扱いは、平成26年1月現在の内容に基づいて記載しており、税法が改正された場合等には、以下の内容および本書における税制に関する記載内容が変更になることがあります。ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人の受益者に対する課税

○収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として下記の税率により源泉徴収されます。

なお、原則として申告分離課税¹または総合課税により確定申告を行う必要がありますが申告不要制度を選択することができます。

○換金時および償還時における差益は譲渡所得等となり、下記の税率による申告分離課税¹が適用され、確定申告が必要となります。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、下記の税率により源泉徴収が行われ、原則として、確定申告は不要となります。

期間	税率
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315% ² 、地方税5%）
平成50年1月1日以降	20%（所得税15%および地方税5%）

1 申告分離課税を選択した場合において、上場株式等の譲渡損失の金額がある場合には、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます。）と当該上場株式等の譲渡損失（解約損、償還損を含みます。）の損益通算をすることができます（当該上場株式等の配当所得の金額を限度とします。）。なお、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以降3年間にわたり繰越控除が可能です。

2 平成49年12月31日までは、復興特別所得税（基準所得税額に対して2.1%を乗じて得た金額）が加算されます。

（注）ファンドは、配当控除は適用されません。

*少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額について、下記の税率により源泉徴収されます（地方税の源泉徴収はありません。）。

期間	税率
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
平成50年1月1日以降	15%（所得税15%）

平成49年12月31日までは、復興特別所得税（基準所得税額に対して2.1%を乗じて得た金額）が加算されます。

（注）ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

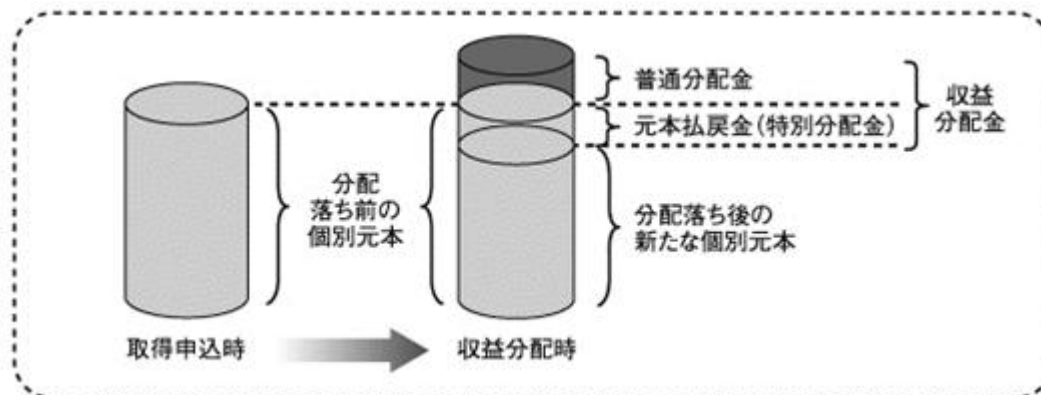
個別元本について

- 1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）に当たります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は支店等ごとに、「分配金再投資コース」と「分配金受取りコース」とがあり、両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の個別元本となります。
「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「収益分配金の課税について」をご参照ください。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から前記元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

5【運用状況】

各ファンドの運用は平成26年3月28日より開始する予定であり、本書作成日現在、該当事項はありません。

（１）【投資状況】

該当事項はありません。

（２）【投資資産】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

該当事項はありません。

（４）【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

< 参考情報 >

〔運用実績〕

ファンドの運用は、平成26年3月28日より開始される予定であり、同日まで運用実績はありません。したがって以下に記載すべき該当事項はありません。なお、各ファンドにはベンチマークはありません。

- 基準価額・純資産の推移
- 分配の推移
- 主要な資産の状況
- 年間収益率の推移

運用実績等については、委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

お取扱いの各ファンド、購入・換金のお申込みの方法ならびに単位および分配金のお取扱い等について、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

1【申込（販売）手続等】

- (1) 販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、各ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ただし、取得申込日がファンドの休業日（ユーロネクストの休業日、フランスの祝休日、ルクセンブルクの銀行休業日のいずれかに該当する場合、または12月24日）に当たる場合の取得申込みの受付は行いません（当初申込期間中を除きます）。

各ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対し各ファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

取得申込みの受付は、販売会社の毎営業日の午後3時までとします。ただし、所定の時間までに取得申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからの取得のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。申込締切時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

- (2) 各ファンドの価額は、当初申込期間においては1口につき1円とし、継続申込期間においては取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。



- (3) 最低申込口数および申込単位は販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあります。各申込コースとも販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社（販売会社については前記（2）のお問合せ先にご照会ください。）へお問合せください。

また、販売会社により「定時定額購入コース」等を取扱う場合があります。詳しくは販売会社へお問合せください。

- (4) なお、取得申込時には、当初申込期間中においては1口につき1円に、継続申込期間中においては取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、それぞれ取得口数を乗じて得た額に、販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じて得た額をご負担いただくものとします。本書作成日現在、この申込手数料率の上限は3.15%（税抜3.0%）となっております。ただし、「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する際は、無手数料となります。

消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、3.24%となります。

詳しくは販売会社にお問合せください。

- (5) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取消す場合があります。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 換金の請求を行う受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、販売会社が定める換金単位をもって換金の請求（以下、「換金請求」といいます。）を行うことで換金ができます。

ただし、ファンド休業日に当たる場合には、換金請求の申込みの受付は行いません。

換金請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の換金請求にかかるこの投資信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該換金請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金請求の申込みの受付は、販売会社の毎営業日の午後3時までとします。ただし、所定の時間までに換金請求の申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからの換金請求の申込みは、翌営業日の取扱いとなります。換金の申込締切時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

- (2) 換金の価額は、換金請求の申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。なお換金代金は、受益者の換金請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。なお、換金（解約）手数料はありません。

- (3) 受益者が、換金にかかる換金請求の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

- (4) 委託会社は、解約請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

- (5) 委託会社は1日1件3億円を超える換金請求のお申込みは受け付けません。委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた請求を取消すことができるものとします。

- (6) 前記(5)により投資信託契約の一部解約の実行が中止された場合には、受益者は当該一部解約の実行の中止以前に行った当日の一部換金の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該一部解約の実行の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして前記(2)の規定に準じて算出した価額とします。

買取請求による換金のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社にお問合せください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の算定

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権１口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上１万口あたりに換算した価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

対象	評価方法
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。
予約為替	原則として、基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価します。
投資信託受益証券	原則として、投資信託受益証券の基準価額で評価します。
投資証券	原則として、投資証券の基準価額で評価します。



基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。また、基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。ファンドの基準価額について委託会社の照会先は次のとおりです。

アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900 (フリーダイヤル)

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス : <http://www.amundi.co.jp>

追加信託金の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金¹は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等²に応じて計算されるものとします。

1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

平成26年3月28日から平成31年7月18日まで

ただし信託期間中に「(5) その他 信託の終了（ファンドの繰上償還）」に該当する事項が生じた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、一定の適切な措置を講じた後に、この投資信託契約を終了させることができます。詳細は「(5) その他 信託の終了（ファンドの繰上償還）」をご覧ください。

なお委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】**< 毎月決算型 >**

各ファンドの計算期間は、原則として毎月19日から翌月18日までとします。ただし、第1計算期間は投資信託契約締結日より平成26年4月18日までとします。

前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

< 年２回決算型 >

各ファンドの計算期間は、原則として毎年1月19日から7月18日まで、および7月19日から翌年1月18日までとします。ただし、第1計算期間は投資信託契約締結日より平成26年7月18日までとします。

前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

信託の終了（ファンドの繰上償還）

（イ）委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

A 各ファンドの投資信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなった場合

B 投資信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき

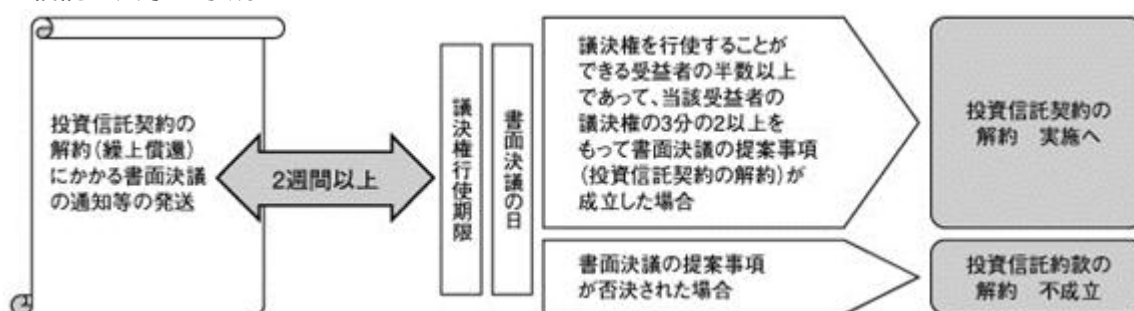
C やむを得ない事情が発生したとき

（ロ）委託会社は、前記（イ）にしたがい、信託を終了させる場合、以下の手続により行います。

1) 委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨について、書面による決議（以下「書面決議」といいます）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- 2) 前記1)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下2)において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 前記1)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 4) 前記1)から前記3)までの規定は、以下に掲げる場合には適用しません。
1. 投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記1)から3)までの規定による投資信託契約の解除の手続きを行うことが困難な場合
 2. 委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合

< 信託の終了の手続 >



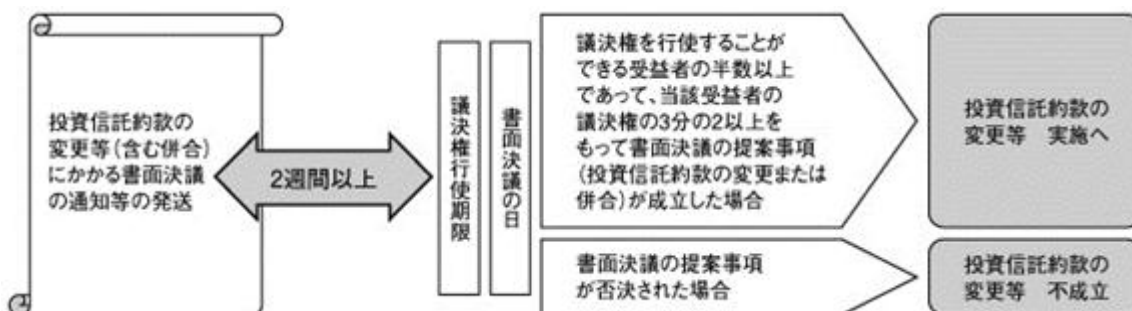
- (ハ) 書面決議において当該解約に対して反対した受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。
- (ニ) 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ホ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この投資信託は、後記「投資信託約款の変更等」(ロ)の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において、存続します。
- (ヘ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合および解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

投資信託約款の変更等

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、投資信託約款は「投資信託約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- (ロ) 委託会社は、前記(イ)の事項((イ)の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (ハ) (ロ)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下(ハ)において同じ)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ニ) (ロ)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (ホ) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (ヘ) (ロ)から(ホ)の規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (ト) 前記(イ)から前記(ヘ)にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

<投資信託約款の変更等の内容が重大なものである場合の手続>



- (チ) 書面決議において当該変更等に対して反対した受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

運用報告書の作成

毎年1月、7月の計算期間末ごとおよび償還時に、期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、知れている受益者に販売会社より交付します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更新に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社のいずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとします。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記「投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

その他

各ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書を1月および7月の各計算期間末から3ヵ月以内に提出します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

収益分配金に対する請求権

- 1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします（決算日（休日の場合は翌営業日）から起算して、原則として5営業日までに支払いを開始します）。収益分配金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

- 1) 受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 償還金は、信託期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日の翌営業日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に支払います。償還金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、償還金を支払開始日から10年間その支払を請求しないと権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

途中換金（買取）請求権

- 1) 受益者は、販売会社が定める単位で途中換金の実行を請求すること、または買取を請求することにより換金する権利を有します。
- 2) 換金代金は、換金請求受付日から起算して、原則として6営業日目から受益者にお支払いします。

* 買取の取扱いについては販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社の本支店営業所等にお問合せください。

帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧および謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

ファンドの運用は、平成26年3月28日より開始される予定であり、本書作成日現在、何ら資産を有していません。

ファンドの経理状況については、有価証券報告書に記載されます。

委託会社は、有価証券報告書に記載するファンドの経理状況を表示する投資信託財産にかかる財務諸表の作成にあたっては、財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）および投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）の定めるところにより行います。また、この財務諸表に財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号）に定める監査証明を受けることとしております。

1【財務諸表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

該当事項はありません。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- 1 受益者に対する特典
該当事項はありません。
- 2 受益証券名義書き換えの事務等
各ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、各ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。
なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- 3 受益権の譲渡
受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものではない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたとときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- 4 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- 5 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- 6 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。
- 7 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書提出日現在	資本金の額	12億円
	発行株式総数	9,000,000株
	発行済株式総数	2,400,000株

直近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の概況

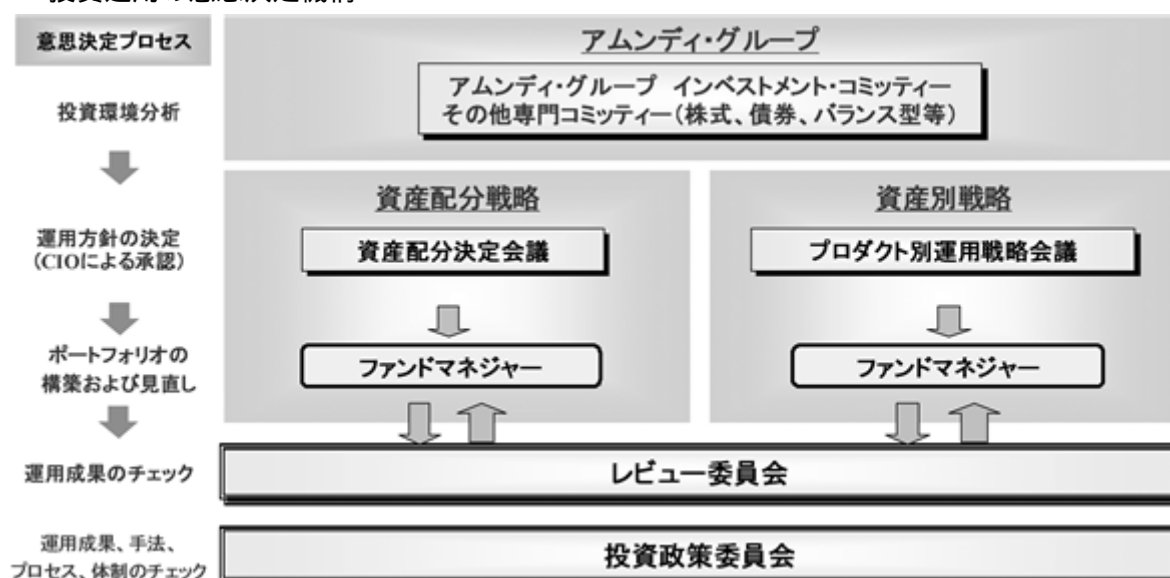
委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構



- ・アムンディ・グループで開催される投資に関する様々なコミッティーで、グループの株式・債券見直し、および運用戦略を決定します。
- ・アムンディ・グループで決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・決定事項にしたがい、ファンド・マネージャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを行います。
- ・月次で開催されるレビュー委員会において、資産配分戦略、各プロダクトにおける運用評価の結果を運用関係者にフィードバックします。また必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。

- ・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的に開催します。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

前記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行っています。

営業の概況

平成25年11月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下のとおりです。

種 類	本 数	純 資 産 (百 万 円)
単位型株式投資信託	25	69,558
追加型株式投資信託	151	1,734,831
追加型公社債投資信託	1	19,009
合 計	177	1,823,398

3【委託会社等の経理状況】

（１）委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

（２）財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

（３）当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第32期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第33期事業年度に係る中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第31期 (平成24年3月31日)		第32期 (平成25年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		2,650,700		2,153,697
有価証券		1,302,738		1,175,027
前払費用		276,348		179,108
未収還付法人税等		6,975		6,458
未収入金		7,883		6,527
未収委託者報酬	*1	1,049,520	*1	1,127,856
未収運用受託報酬	*1	598,799	*1	718,958
未収投資助言報酬	*1	39,549	*1	15,982
未収収益	*1	113,024	*1	143,682
繰延税金資産		172,456		98,508
立替金	*1	39,301	*1	20,820
その他		39,258		125
流動資産合計		6,296,549		5,646,747
固定資産				
有形固定資産				
建物(純額)	*2	137,459	*2	119,322
器具備品(純額)	*2	131,839	*2	108,135
有形固定資産合計		269,298		227,457
無形固定資産				
ソフトウェア		12,446		11,850
電話加入権		934		934
無形固定資産合計		13,380		12,784
投資その他の資産				
投資有価証券		1,919,090		2,278,289
関係会社株式		86,168		86,168
長期未収入金		6,000		5,000
長期差入保証金		191,981		180,700
ゴルフ会員権		60		60
貸倒引当金		6,000		5,000
投資その他の資産合計		2,197,298		2,545,216
固定資産合計		2,479,976		2,785,457
資産合計		8,776,525		8,432,205

(単位：千円)

	第31期 (平成24年3月31日)	第32期 (平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	1,186	819
預り金	277,120	319,438
未払金	644,571	700,436
未払償還金	8,124	4,966
未払手数料	483,904	573,177
その他未払金	*1 152,543	*1 122,293
未払費用	242,443	188,325
未払法人税等	13,069	14,323
未払消費税等	11,112	31,723
前受収益	615,072	217,643
賞与引当金	91,301	97,354
役員賞与引当金	15,388	15,992
資産除去債務	12,210	-
流動負債合計	1,923,473	1,586,053
固定負債		
リース債務	816	-
繰延税金負債	10,581	16,243
退職給付引当金	61,157	58,759
賞与引当金	9,536	5,667
役員賞与引当金	8,673	9,721
資産除去債務	50,003	50,917
固定負債合計	140,765	141,307
負債合計	2,064,237	1,727,359
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,200,000	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	1,076,268	1,076,268
その他資本剰余金	1,342,567	1,342,567
資本剰余金合計	2,418,835	2,418,835
利益剰余金		
利益準備金	110,093	110,093
その他利益剰余金	2,991,801	2,963,877
別途積立金	1,600,000	1,600,000
繰越利益剰余金	1,391,801	1,363,877
利益剰余金合計	3,101,893	3,073,969
株主資本合計	6,720,728	6,692,804
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	8,441	12,041
評価・換算差額等合計	8,441	12,041
純資産合計	6,712,288	6,704,845
負債純資産合計	8,776,525	8,432,205

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第31期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	第32期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	6,808,292	6,769,804
運用受託報酬	1,786,519	1,917,494
投資助言報酬	32,750	39,575
その他営業収益	532,630	468,026
営業収益合計	9,160,192	9,194,899
営業費用		
支払手数料	3,281,468	3,547,890
広告宣伝費	15,452	67,487
調査費	1,340,502	1,158,768
調査費	608,715	568,720
委託調査費	731,787	590,048
委託計算費	22,888	19,254
営業雑経費	257,680	229,276
通信費	64,101	49,209
印刷費	176,184	163,516
協会費	17,395	16,552
営業費用合計	4,917,990	5,022,676
一般管理費		
給料	2,819,805	2,585,017
役員報酬	219,810	118,614
給料・手当	2,284,355	2,149,555
賞与	249,749	276,105
役員賞与	65,891	40,743
交際費	13,982	11,803
旅費交通費	83,998	46,930
租税公課	34,892	39,746
不動産賃借料	198,292	173,282
賞与引当金繰入	83,681	93,485
役員賞与引当金繰入	10,069	17,640
退職給付費用	249,207	222,723
固定資産減価償却費	51,786	45,404
福利厚生費	431,451	421,902
諸経費	186,838	184,638
一般管理費合計	4,164,002	3,842,570
営業利益	78,200	329,653
営業外収益		
有価証券利息	31,032	-
受取利息	25	14
為替差益	-	21,424
有価証券売却益	7,629	-
雑収入	8,642	12,664
営業外収益合計	47,327	34,102
営業外費用		
為替差損	22,423	-
有価証券利息	-	14,065
雑損失	48	231
営業外費用合計	22,471	14,296

経常利益	103,056	349,460
特別利益		
清算配当金	*1*2 73,294	*1*2 -
特別利益合計	73,294	-
特別損失		
減損損失	*3 8,822	*3 -
固定資産除却損	*4 5,437	*4 6,432
特別損失合計	14,259	6,432
税引前当期純利益	162,092	343,028
法人税、住民税及び事業税	3,800	3,800
法人税等調整額	6,799	67,152
法人税等合計	10,599	70,952
当期純利益	151,493	272,076

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第31期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	第32期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,200,000	1,200,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,200,000	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	1,076,268	1,076,268
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,076,268	1,076,268
その他資本剰余金		
当期首残高	1,342,567	1,342,567
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,342,567	1,342,567
資本剰余金合計		
当期首残高	2,418,835	2,418,835
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	2,418,835	2,418,835
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	110,093	110,093
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	110,093	110,093
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	1,600,000	1,600,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,600,000	1,600,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	1,595,308	1,391,801
当期変動額		
剰余金の配当	355,000	300,000
当期純利益	151,493	272,076
当期変動額合計	203,507	27,924
当期末残高	1,391,801	1,363,877

（ 単位：千円 ）

	第31期 （ 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日 ）	第32期 （ 自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日 ）
利益剰余金合計		
当期首残高	3,305,400	3,101,893
当期変動額		
剰余金の配当	355,000	300,000
当期純利益	151,493	272,076
当期変動額合計	203,507	27,924
当期末残高	3,101,893	3,073,969
株主資本合計		
当期首残高	6,924,235	6,720,728
当期変動額		
剰余金の配当	355,000	300,000
当期純利益	151,493	272,076
当期変動額合計	203,507	27,924
当期末残高	6,720,728	6,692,804
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	369	8,441
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	8,071	20,481
当期変動額合計	8,071	20,481
当期末残高	8,441	12,041
評価・換算差額合計		
当期首残高	369	8,441
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	8,071	20,481
当期変動額合計	8,071	20,481
当期末残高	8,441	12,041
純資産合計		
当期首残高	6,923,866	6,712,288
当期変動額		
剰余金の配当	355,000	300,000
当期純利益	151,493	272,076
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	8,071	20,481
当期変動額合計	211,578	7,443
当期末残高	6,712,288	6,704,845

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用しております。 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 10年～24年 器具備品 4年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(直近の年金財政計算上の責任準備金をもって退職給付債務とする簡便法)及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異(7,388千円)については、15年による均等額を費用処理しております。 (3) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。 (4) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。
----------------------------	-------------------------------------

注記事項

（貸借対照表関係）

第31期 （平成24年3月31日現在）	第32期 （平成25年3月31日現在）																																				
*1 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。 <table><tr><td>未収委託者報酬</td><td>43,036</td><td>千円</td></tr><tr><td>未収運用受託報酬</td><td>23,404</td><td>千円</td></tr><tr><td>未収投資助言報酬</td><td>19,632</td><td>千円</td></tr><tr><td>未収収益</td><td>88,400</td><td>千円</td></tr><tr><td>立替金</td><td>240</td><td>千円</td></tr><tr><td>その他未払金</td><td>55,401</td><td>千円</td></tr></table>	未収委託者報酬	43,036	千円	未収運用受託報酬	23,404	千円	未収投資助言報酬	19,632	千円	未収収益	88,400	千円	立替金	240	千円	その他未払金	55,401	千円	*1 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。 <table><tr><td>未収委託者報酬</td><td>7</td><td>千円</td></tr><tr><td>未収運用受託報酬</td><td>61,411</td><td>千円</td></tr><tr><td>未収投資助言報酬</td><td>-</td><td>千円</td></tr><tr><td>未収収益</td><td>29,393</td><td>千円</td></tr><tr><td>立替金</td><td>-</td><td>千円</td></tr><tr><td>その他未払金</td><td>46,863</td><td>千円</td></tr></table>	未収委託者報酬	7	千円	未収運用受託報酬	61,411	千円	未収投資助言報酬	-	千円	未収収益	29,393	千円	立替金	-	千円	その他未払金	46,863	千円
未収委託者報酬	43,036	千円																																			
未収運用受託報酬	23,404	千円																																			
未収投資助言報酬	19,632	千円																																			
未収収益	88,400	千円																																			
立替金	240	千円																																			
その他未払金	55,401	千円																																			
未収委託者報酬	7	千円																																			
未収運用受託報酬	61,411	千円																																			
未収投資助言報酬	-	千円																																			
未収収益	29,393	千円																																			
立替金	-	千円																																			
その他未払金	46,863	千円																																			
*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 <table><tr><td>建物</td><td>53,646</td><td>千円</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>129,811</td><td>千円</td></tr></table>	建物	53,646	千円	器具備品	129,811	千円	*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 <table><tr><td>建物</td><td>61,093</td><td>千円</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>140,127</td><td>千円</td></tr></table>	建物	61,093	千円	器具備品	140,127	千円																								
建物	53,646	千円																																			
器具備品	129,811	千円																																			
建物	61,093	千円																																			
器具備品	140,127	千円																																			

（損益計算書関係）

第31期 (自 平成23年 4 月 1日 至 平成24年 3 月31日)	第32期 (自 平成24年 4 月 1日 至 平成25年 3 月31日)												
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。 清算配当金 73,294千円	-----												
*2 特別利益に含まれる清算配当金 清算配当金は、当社の子会社であるエスジーアセットマネジメント(シンガポール)株式会社の最終清算配当金であります。	-----												
*3 特別損失に含まれる減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。	-----												
<table><tr><th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th></tr><tr><td>日比谷ダイビル 18F</td><td>処分予定資産</td><td>建 物</td></tr></table> 当社は、資産運用会社であり、基本的に全資産が一体となってキャッシュフローを生み出す単位として取り扱っております。 当社は、東京都千代田区に所在する日比谷ダイビルに本社事務所を賃貸しておりますが、事務所の18階借室部分を平成24年10月26日に返還することとなりました。その為、当初の予定より早期に資産を除却することが予定され、当該将来の使用が見込まれないものについては処分予定資産としてグルーピングを行っております。 日比谷ダイビルの事務所18階借室部分の建物については、処分予定時における残存帳簿価格から直接減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。 <table><tr><th colspan="2">(減損損失の金額)</th></tr><tr><td>建 物</td><td>8,822千円</td></tr><tr><td>合 計</td><td>8,822千円</td></tr></table>	場所	用途	種類	日比谷ダイビル 18F	処分予定資産	建 物	(減損損失の金額)		建 物	8,822千円	合 計	8,822千円	
場所	用途	種類											
日比谷ダイビル 18F	処分予定資産	建 物											
(減損損失の金額)													
建 物	8,822千円												
合 計	8,822千円												
*4 特別損失に含まれる固定資産除却損 固定資産除却損は、NTT幕張ビルの事務所の移転等に伴い不要となった固定資産の除却であります。	*4 特別損失に含まれる固定資産除却損 固定資産除却損は、本社オフィスの18階借室部分の返還に伴い不要となった固定資産の除却であります。												

（株主資本等変動計算書関係）

第31期

（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月30日 定時株主総会	普通 株式	355,000	147円92銭	平成23年3月31日	平成23年6月30日

配当原資については、利益剰余金としております。

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月29日 定時株主総会	普通 株式	300,000	125円	平成24年3月31日	平成24年7月1日

配当原資については、利益剰余金としております。

第32期

（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月29日 定時株主総会	普通 株式	300,000	125円	平成24年3月31日	平成24年7月1日

配当原資については、利益剰余金としております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成25年6月20日 定時株主総会	普通 株式	375,000	156円25銭	平成25年3月31日	平成25年6月20日

配当原資については、利益剰余金としております。

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

器具備品

(2) リース資産の減価償却方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(金融商品関係)

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金・有価証券等に限定しております。資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、運用先の信用リスクを極小化することを優先するため、主に国債もしくはこれに準ずるものに限定し、定期的に時価を把握し市場価格変動に留意しております。未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

当社は、事業活動において存在するリスクを適格に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理基本規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シードマネーガイドライン」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資ガイドライン」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照)。

第31期（平成24年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,650,700	2,650,700	-
(2) 未収委託者報酬	1,049,520	1,049,520	-
(3) 未収運用受託報酬	598,799	598,799	-
(4) 有価証券及び投資有価証券	3,221,828	3,221,828	-
資産計	7,520,846	7,520,846	-
(1) 未払手数料	483,904	483,904	-
負債計	483,904	483,904	-

第32期（平成25年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,153,697	2,153,697	-
(2) 未収委託者報酬	1,127,856	1,127,856	-
(3) 未収運用受託報酬	718,958	718,958	-
(4) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	744,922	753,515	8,593
その他有価証券	2,708,394	2,708,394	-
資産計	7,453,827	7,462,420	8,593
(1) 未払手数料	573,177	573,177	-
負債計	573,177	573,177	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、及び(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、国債及び投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。関係会社株式は、当社の100%子会社であるデラウエア社の株式です。

(単位：千円)

区 分	第31期(平成24年3月31日)	第32期(平成25年3月31日)
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
関係会社株式	86,168	86,168

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第31期（平成24年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,650,700	-	-	-
未収委託者報酬	1,049,520	-	-	-
未収運用受託報酬	598,799	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他の有価証券のうち満期のあるもの(国債)	300,000	1,460,000	360,000	-
合計	4,599,019	1,460,000	360,000	-

第32期（平成25年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,153,697	-	-	-
未収委託者報酬	1,127,856	-	-	-
未収運用受託報酬	718,958	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	-	-	700,000	-
その他の有価証券のうち満期のあるもの(国債)	370,000	1,450,000	-	-
合計	4,370,511	1,450,000	700,000	-

(有価証券関係)

第31期

(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 子会社株式

子会社株式(貸借対照表計上額86,168千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額(千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	385,272	385,812	540
	(3)その他 (注)	4,900	5,943	1,043
	小計	390,172	391,755	1,583
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	1,837,819	1,822,867	14,952
	(3)その他 (注)	1,008,068	1,007,206	862
	小計	2,845,887	2,830,073	15,814
合計		3,236,059	3,221,828	14,231

(注) 投資信託受益証券であります

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
投資信託	108,037	7,652	23

第32期

（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1．満期保有目的の債券

区分	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	744,922	753,515	8,593
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	-	-	-
合計	744,922	753,515	8,593

2．子会社株式

子会社株式(貸借対照表計上額86,168千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3．その他有価証券

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額(千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	1,875,271	1,891,513	16,242
	(3)その他（注）	7,900	10,562	2,662
	小計	1,883,171	1,902,075	18,904
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	(3)その他（注）	806,518	806,323	196
	小計	806,518	806,323	196
合計		2,689,686	2,708,394	18,708

（注）投資信託受益証券であります

3．当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
投資信託	200,000	-	-

（デリバティブ取引関係）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第31期

(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を有しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

(1) 退職給付債務(千円)	255,385
(2) 年金資産(千円)	192,751
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	62,634
(4) 会計基準変更時差異の未処理額(千円)	1,478
(5) 貸借対照表計上額純額(3)+(4)(千円)	61,157
(6) 前払年金費用(千円)	-
(7) 退職給付引当金(5)+(6)(千円)	61,157

3. 退職給付費用の内訳

退職給付費用(千円)	249,207
(1) 確定拠出型年金掛金支払額(千円)	52,404
(2) 勤務費用(千円)	126,511
(3) 会計基準変更時差異の費用処理額(千円)	493
(4) 臨時に支払った割増退職金(千円)	69,800

4. 退職給付債務の計算基礎

退職給付の重要性が乏しいことから、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成10年6月16日))に定める簡便法による退職給付債務を用いて退職給付引当金及び退職給付費用を計上しているため、該当ありません。

第32期

(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を有しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

(1) 退職給付債務(千円)	354,831
(2) 年金資産(千円)	295,087
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	59,744
(4) 会計基準変更時差異の未処理額(千円)	985
(5) 貸借対照表計上額純額(3)+(4)(千円)	58,759
(6) 前払年金費用(千円)	-
(7) 退職給付引当金(5)+(6)(千円)	58,759

3. 退職給付費用の内訳

退職給付費用(千円)	222,723
(1) 確定拠出型年金掛金支払額(千円)	46,260
(2) 勤務費用(千円)	168,695
(3) 会計基準変更時差異の費用処理額(千円)	493
(4) 臨時に支払った割増退職金(千円)	7,275

4. 退職給付債務の計算基礎

退職給付の重要性が乏しいことから、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成10年6月16日))に定める簡便法による退職給付債務を用いて退職給付引当金及び退職給付費用を計上しているため、該当ありません。

（税効果会計関係）

第31期 (平成24年3月31日現在)	第32期 (平成25年3月31日現在)																																																																								
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>(千円)</td></tr> <tr> <td>前受収益否認額</td><td>233,446</td></tr> <tr> <td>繰越欠損金</td><td>974,852</td></tr> <tr> <td>未払費用否認額</td><td>42,625</td></tr> <tr> <td>賞与引当金等損金算入限度超過額</td><td>26,968</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金損金算入限度超過額</td><td>21,796</td></tr> <tr> <td>減価償却資産</td><td>18,095</td></tr> <tr> <td>資産除去債務</td><td>22,173</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>17,433</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>1,357,388</td></tr> <tr> <td>評価性引当金</td><td>1,176,212</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債との相殺</td><td>8,720</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>172,456</td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr> <td>資産除去負債会計基準適用に伴う</td><td></td></tr> <tr> <td>有形固定資産計上額</td><td>19,301</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債小計</td><td>19,301</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産との相殺</td><td>8,720</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>10,581</td></tr> </table>	繰延税金資産	(千円)	前受収益否認額	233,446	繰越欠損金	974,852	未払費用否認額	42,625	賞与引当金等損金算入限度超過額	26,968	退職給付引当金損金算入限度超過額	21,796	減価償却資産	18,095	資産除去債務	22,173	その他	17,433	繰延税金資産小計	1,357,388	評価性引当金	1,176,212	繰延税金負債との相殺	8,720	繰延税金資産合計	172,456	資産除去負債会計基準適用に伴う		有形固定資産計上額	19,301	繰延税金負債小計	19,301	繰延税金資産との相殺	8,720	繰延税金負債合計	10,581	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>(千円)</td></tr> <tr> <td>前受収益否認額</td><td>80,176</td></tr> <tr> <td>繰越欠損金</td><td>966,686</td></tr> <tr> <td>未払費用否認額</td><td>32,126</td></tr> <tr> <td>賞与引当金等損金算入限度超過額</td><td>37,004</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金損金算入限度超過額</td><td>44,832</td></tr> <tr> <td>減価償却資産</td><td>7,449</td></tr> <tr> <td>資産除去債務</td><td>16,852</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>9,753</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>1,194,878</td></tr> <tr> <td>評価性引当金</td><td>1,092,719</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債との相殺</td><td>3,651</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>98,508</td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr> <td>資産除去負債</td><td>13,226</td></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>6,668</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債小計</td><td>19,894</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産との相殺</td><td>3,651</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>16,243</td></tr> </table>	繰延税金資産	(千円)	前受収益否認額	80,176	繰越欠損金	966,686	未払費用否認額	32,126	賞与引当金等損金算入限度超過額	37,004	退職給付引当金損金算入限度超過額	44,832	減価償却資産	7,449	資産除去債務	16,852	その他	9,753	繰延税金資産小計	1,194,878	評価性引当金	1,092,719	繰延税金負債との相殺	3,651	繰延税金資産合計	98,508	資産除去負債	13,226	その他有価証券評価差額金	6,668	繰延税金負債小計	19,894	繰延税金資産との相殺	3,651	繰延税金負債合計	16,243
繰延税金資産	(千円)																																																																								
前受収益否認額	233,446																																																																								
繰越欠損金	974,852																																																																								
未払費用否認額	42,625																																																																								
賞与引当金等損金算入限度超過額	26,968																																																																								
退職給付引当金損金算入限度超過額	21,796																																																																								
減価償却資産	18,095																																																																								
資産除去債務	22,173																																																																								
その他	17,433																																																																								
繰延税金資産小計	1,357,388																																																																								
評価性引当金	1,176,212																																																																								
繰延税金負債との相殺	8,720																																																																								
繰延税金資産合計	172,456																																																																								
資産除去負債会計基準適用に伴う																																																																									
有形固定資産計上額	19,301																																																																								
繰延税金負債小計	19,301																																																																								
繰延税金資産との相殺	8,720																																																																								
繰延税金負債合計	10,581																																																																								
繰延税金資産	(千円)																																																																								
前受収益否認額	80,176																																																																								
繰越欠損金	966,686																																																																								
未払費用否認額	32,126																																																																								
賞与引当金等損金算入限度超過額	37,004																																																																								
退職給付引当金損金算入限度超過額	44,832																																																																								
減価償却資産	7,449																																																																								
資産除去債務	16,852																																																																								
その他	9,753																																																																								
繰延税金資産小計	1,194,878																																																																								
評価性引当金	1,092,719																																																																								
繰延税金負債との相殺	3,651																																																																								
繰延税金資産合計	98,508																																																																								
資産除去負債	13,226																																																																								
その他有価証券評価差額金	6,668																																																																								
繰延税金負債小計	19,894																																																																								
繰延税金資産との相殺	3,651																																																																								
繰延税金負債合計	16,243																																																																								
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 当事業年度は税引前当期純利益となっておりますが、税務上の課税所得が発生していないため記載を省略しております。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 同左																																																																								
3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年4月1日以後に解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.7%から回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.0%、平成28年4月1日以後のものについては35.6%にそれぞれ変更されております。なお、この税率変更による影響額は軽微であります。	3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 -----																																																																								

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（1）資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスに関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

（2）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を17年間(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り(2.0%)を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

（3）事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	第31期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	第32期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
期首残高	58,469千円	62,213千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	3,632千円	-千円
時の経過による調整額	1,224千円	1,133千円
資産除去債務の履行による減少額	1,112千円	12,429千円
期末残高	62,213千円	50,917千円

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

第31期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)及び第32期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

（関連情報）

第31期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1．製品およびサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第32期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 製品およびサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

投資信託の名称	委託者報酬	関連するセグメント名
アムンディ・リソナ米国ハイ・イールド債券ファンド (ブラジルリアルコース)	949,852	投資運用業及び投資助言・代理業並びにこれらの附帯業務

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

第31期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)及び第32期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社は開示対象となるセグメントはありませんので、報告セグメントごとの固定資産の減損損失の記載を省略しております。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

第31期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 及び第32期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

第31期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 及び第32期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第31期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

１．関連当事者との取引

（１） 当社の親会社及び法人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有（被所有）割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 （千円）	科 目	期末残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
親会社	アムンディ エス・アー	フランス パリ市	584,711 (千ユーロ)	投資 顧問業	(被所有) 間接 100%	なし	投資信託、投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬 *1	105,079	未収運用受託報酬	23,404
								委託者報酬 *1	52,734	未収委託者報酬	43,036
								投資助言報酬 *1	8,810	未収投資助言報酬	19,632
								情報提供、コンサルティング料（その他営業収益） *1	351,338	未収収益	88,400
								委託調査費等の支払 *2	177,464	未払金	55,401

（注） 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 各報酬等については、当該各契約に基づいて決定しております。

*2 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

（２）子会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有（被所有）割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
子会社	エスジー アセット マネジメント(シン ガ ポ ー ル) 株 式 会社	シンガ ポール シンガ ポール市	-	投資 顧問業	(所有) 直接 85%	なし	アジア地域の運用拠点	清算受取配当金	73,294	-	-

（注）エスジーアセットマネジメント(シンガポール) 株式会社は平成24年4月30日に解散手を終了しております。

(3) 兄弟会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 （千円）	科 目	期末残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
兄弟会社	アムン ディ・イン ベストメン ト・ソ リュース ions	フランス パリ市	78,077 (千ユーロ)	投資顧 問業	-	なし	投資助言契 約の再委任 等	委託調査費等の 支払 *1	237,309	前払費用	192,938
										未払金	4,293
兄弟会社	アムン ディ・ルク センブルグ	ルクセンブ ルグ	6,805 (千ユーロ)	投資顧 問業	-	なし	運用再委託	運用受託報 酬 *2	67,775	未収運用受託報酬	67,387
								委託者報酬 *2	41,357	未収委託者報酬	60,729
								投資助言報 酬 *2	18,137	未収投資助言報酬	18,137

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
- *2 各報酬等については、当該各契約に基づいて決定しております。

第32期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 当社の親会社及び法人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 （千円）	科 目	期末残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	アムンディ エス・アー	フランス パリ市	584,711 (千ユーロ)	投資顧 問業	(被所有) 間接 100%	なし	投資信託、 投資顧問契 約の再委任 等	運用受託報 酬 *1	98,859	未収運用受託報酬	61,411
								委託者報酬 *1	7,816	未収委託者報酬	7
								投資助言報 酬 *1	14,132	未収投資助言報酬	-
								情報提供、コン サルティング料 (その他営業収 益) *1	196,929	未収収益	29,393
								委託調査費等の 支払 *2	181,969	未払金	46,863

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1 各報酬等については、当該各契約に基づいて決定しております。
- *2 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(2) 兄弟会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
兄弟会社	アムン ディ・イン ベストメン ト・ソ リュージョ ンズ	フランス パリ市	78,077 (千ユーロ)	投資顧 問業	-	なし	投資助言契 約の再委任 等	委託調査費等の 支払 *1	180,803	前払費用	92,906
										未払金	4,801

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・ジャパン ホールディング株式会社(非上場)
 アムンディ エス・アー(非上場)
 アムンディ・グループ エス・アー(非上場)
 クレディ・アグリコル エス・アー(ユーロネクスト パリに上場)

(一株当たり情報)

第31期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)		第32期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	
1株当たり純資産額	2,796.79円	1株当たり純資産額	2,793.69円
1株当たり当期純利益金額	63.12円	1株当たり当期純利益金額	113.36円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。 当期純利益 151,493千円 普通株式に係る当期純利益 151,493千円 期中平均株式数 2,400千株		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。 当期純利益 272,076千円 普通株式に係る当期純利益 272,076千円 期中平均株式数 2,400千株	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間末 (平成25年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金・預金	2,571,670
有価証券	1,177,907
前払費用	188,924
未収入金	4,424
未収委託者報酬	1,576,363
未収運用受託報酬	1,089,962
未収投資助言報酬	5,226
未収収益	68,186
繰延税金資産	99,128
立替金	42,619
その他	107
流動資産合計	6,824,515
固定資産	
有形固定資産	*1 214,204
無形固定資産	*1 10,824
投資その他の資産	
投資有価証券	1,886,871
関係会社株式	86,168
長期未収入金	5,000
長期差入保証金	180,700
ゴルフ会員権	60
貸倒引当金	5,000
投資その他の資産合計	2,153,798
固定資産合計	2,378,826
資産合計	9,203,341

（ 単位：千円 ）

当中間会計期間末
(平成25年9月30日)

負債の部

流動負債

リース債務 983

預り金 97,202

未払金 955,061

未払償還金 4,009

未払手数料 724,430

その他未払金 226,622

未払費用 274,831

未払法人税等 67,864

未払配当金 375,000

未払消費税等 42,820

前受収益 143,192

賞与引当金 271,994

役員賞与引当金 32,352

流動負債合計 2,261,300

固定負債

繰延税金負債 16,192

リース債務（長期） 3,923

退職給付引当金 82,919

賞与引当金 5,667

役員賞与引当金 9,721

資産除去債務 51,421

固定負債合計 169,842

負債合計

2,431,142

純資産の部

株主資本

資本金 1,200,000

資本剰余金

資本準備金 1,076,268

その他資本剰余金 1,342,567

資本剰余金合計 2,418,835

利益剰余金

利益準備金 110,093

その他利益剰余金

別途積立金 1,600,000

繰越利益剰余金 1,434,015

利益剰余金合計 3,144,108

株主資本合計

6,762,943

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金 9,256

評価・換算差額等合計 9,256

純資産合計

6,772,199

負債純資産合計

9,203,341

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 平成25年4月 1日	
至 平成25年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	4,172,258
運用受託報酬	1,323,524
投資助言報酬	10,678
その他営業収益	126,990
営業収益合計	5,633,450
営業費用	3,196,875
一般管理費	*1 1,966,680
営業利益	469,895
営業外収益	*2 34,517
営業外費用	*3 4,661
経常利益	499,752
特別損失	326
税引前中間純利益	499,425
法人税、住民税及び事業税	53,416
法人税等調整額	871
法人税等合計	54,287
中間純利益	445,138

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)	
当中間会計期間	
(自 平成25年4月 1日	
至 平成25年9月30日)	
株主資本	
資本金	
当期首残高	1,200,000
当中間変動額	
当中間変動額合計	-
当中間期末残高	1,200,000
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	1,076,268
当中間変動額	
当中間変動額合計	-
当中間期末残高	1,076,268
その他資本剰余金	
当期首残高	1,342,567
当中間変動額	
当中間変動額合計	-
当中間期末残高	1,342,567
資本剰余金合計	
当期首残高	2,418,835
当中間変動額	
当中間変動額合計	-
当中間期末残高	2,418,835
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	110,093
当中間変動額	
当中間変動額合計	-
当中間期末残高	110,093
その他利益剰余金	
別途積立金	
当期首残高	1,600,000
当中間変動額	
当中間変動額合計	-
当中間期末残高	1,600,000
繰越利益剰余金	
当期首残高	1,363,877
当中間変動額	
剰余金の配当	375,000
中間純利益	445,138
当中間変動額合計	70,138
当中間期末残高	1,434,015
利益剰余金合計	
当期首残高	3,073,969
当中間変動額	
剰余金の配当	375,000
中間純利益	445,138
当中間変動額合計	70,138
当中間期末残高	3,144,108

株主資本合計	
当期首残高	6,692,804
当中間変動額	
剰余金の配当	375,000
中間純利益	445,138
当中間変動額合計	70,138
当中間期末残高	6,762,943
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	12,041
当中間変動額	
株主資本以外の項目の当中間変動額(純額)	2,785
当中間変動額合計	2,785
当中間期末残高	9,256
評価・換算差額等合計	
当期首残高	12,041
当中間変動額	
株主資本以外の項目の当中間変動額(純額)	2,785
当中間変動額合計	2,785
当中間期末残高	9,256
純資産合計	
当期首残高	6,704,845
当中間変動額	
剰余金の配当	375,000
中間純利益	445,138
株主資本以外の項目の当中間変動額(純額)	2,785
当中間変動額合計	67,353
当中間期末残高	6,772,199

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用しております。 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 当中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。				
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>15年～18年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4年～15年</td> </tr> </table> (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。	建物	15年～18年	器具備品	4年～15年
建物	15年～18年				
器具備品	4年～15年				
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金				

	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務(直近の年金財政計算上の責任準備金をもって退職給付債務とする簡便法)及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異(7,388千円)については、15年による均等額を費用処理しております。 (3) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。 なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。 (4) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。 なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末 (平成25年9月30日現在)		
*1 固定資産の減価償却累計額		
有形固定資産	213,905	千円
無形固定資産	25,015	千円

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 (自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日)		
*1 減価償却実施額		
有形固定資産	17,759	千円
無形固定資産	2,693	千円
*2 営業外収益のうち主要なもの		

為替差益	13,592	千円
団体生命保険の配当金	12,477	千円
有価証券利息	4,528	千円
*3 営業外費用のうち主要なもの		
償還ファンドの償還金等	3,467	千円
有価証券売却損	1,194	千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当中間会計期間末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項
未払配当金

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年6月20日 定時株主総会	普通株式	375,000	156円25銭	平成25年3月31日	平成25年6月20日

配当原資については、利益剰余金としております。

（リース取引関係）

当中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 有形固定資産 器具備品 (2) リース資産の減価償却方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

（金融商品に関する注記）

当中間会計期間
（自 平成25年4月 1日
至 平成25年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,571,670	2,571,670	-
(2) 未収委託者報酬	1,576,363	1,576,363	-
(3) 未収運用受託報酬	1,089,962	1,089,962	-
(4) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	741,120	745,185	4,065
その他有価証券	2,323,658	2,323,658	-
資産計	8,302,773	8,306,838	4,065
(1) 未払手数料	724,430	724,430	-
負債計	724,430	724,430	-

（注1） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、及び(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、国債及び投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。関係会社株式は、当社の100%子会社であるデラウエア社の株式です。

区 分	中間貸借対照表計上額（千円）
関係会社株式	86,168

（注3） 金融商品の時価等に関する事項について補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券関係）

当中間会計期間
（自 平成25年4月 1日
至 平成25年9月30日）

1．満期保有目的の債券

	中間貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が中間貸借対照表計上額を 超えるもの	741,120	745,185	4,065
時価が中間貸借対照表計上額を 超えないもの	-	-	-
合計	741,120	745,185	4,065

2．子会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額86,168千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3．其他有価証券

	種類	取得原価(千円)	中間貸借対照表 計上額(千円)	差額(千円)
中間貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	1,493,646	1,505,191	11,545
	(3) その他(注)	8,000	11,075	3,075
	小計	1,501,646	1,516,266	14,620
中間貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	807,631	807,392	239
	小計	807,631	807,392	239
合計		2,309,277	2,323,658	14,381

（注）投資信託受益証券であります

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間末 （平成25年9月30日現在）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当中間会計期間末 （平成25年9月30日現在）	
資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減	
期首残高	50,917 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 千円
時の経過による調整額	504 千円
資産除去債務の履行による減少額	- 千円
その他増減額（ は減少）	- 千円
当中間会計期間末残高	<u>51,421 千円</u>

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

（関連情報）

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
アムンディ・リソナ米国ハイ・イールド債券ファンド （ブラジルリアルコース）	878,621	投資運用業及び投資助 言・代理業並びにこれ らの附帯業務

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日 ）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日 ）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日 ）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

当中間会計期間 （自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日 ）	
1株当たり純資産額	2,821円75銭
1株当たり中間純利益	185円47銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。	
中間純利益	445,138千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	445,138千円
期中平均株式数	2,400千株

（重要な後発事象）

当中間会計期間 （自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日 ）
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (平成25年9月末日現在)	事 業 の 内 容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）」に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成25年9月末日現在)	事 業 の 内 容
野村證券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、投資信託契約の一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および収益分配金ならびに償還金の支払に関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙等に金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。
- (2) 目論見書の別称として「投資信託説明書（目論見書）」、「投資信託説明書(交付目論見書)」および「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
- (3) 交付目論見書の表紙等に委託会社の名称、金融商品取引業者の登録番号、交付目論見書の使用開始日、その他ロゴ・マーク、図案、ファンドの愛称、各ファンドの商品分類、属性区分等および投資信託財産の合計純資産総額を記載することがあります。また、投資信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載します。
- (4) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表・写真等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。また、ファンドの特色やリスク等について投資者に開示すべき情報のあるファンドは、交付目論見書に「追加的記載事項」と明記して当該情報の内容等を有価証券届出書の記載にしたがい記載することがあります。
- (5) 請求目論見書の巻末に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。
- (6) 交付目論見書の運用実績のデータは適宜更新することがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

その他の情報については、委託会社のインターネットホームページアドレス（下記、お問合せ先）にて入手・閲覧することができます。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900（フリーダイヤル）
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス： <http://www.amundi.co.jp>

独立監査人の監査報告書

平成25年 6月12日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田光夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月11日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田光夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第33期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。